

第5日目（3月28日）

第1回福生市議会定例会会議録（第5号）

平成18年3月28日福生市議会議場に第1回福生市議会定例会が招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	加藤 育男君	2 番	串田 金八君	3 番	田村 昌巳君
4 番	増田 俊一君	5 番	大野 聰君	6 番	前田 正蔵君
7 番	中森 富久君	8 番	阿南 育子君	9 番	高橋 章夫君
10 番	原島 貞夫君	11 番	森田 昌巳君	12 番	石川 和夫君
13 番	田村 正秋君	14 番	大野 悦子君	15 番	羽場 茂君
16 番	青海 俊伯君	17 番	今林 昌茂君	18 番	沼崎 満子君
19 番	松山 清君	20 番	清水 信作君	21 番	遠藤 洋一君
22 番	小野沢 久君				

1 欠席議員は次のとおりである。

な し

1 欠員は次のとおりである。

な し

1 議会事務局職員は次のとおりである。

議会事務局 局長	小林 作二君	議会事務局 局次長	島田 幸治君	臨時速記 事務補佐員	杉田 愛子君
-------------	--------	--------------	--------	---------------	--------

1 出席説明員は次のとおりである。

市長	野澤 久人君	助 役	高橋 保雄君	収入 役	並木 茂君
教育 長	宮城 眞一君	企画財政 部 長	野崎 隆晴君	総務部長	吉沢 英治君
総務部 参 事	田中 益雄君	市民部長	石川 弘君	生活環境 部 長	田辺 恒久君
福祉部長	木住野 佑治君	教育次長	吉野 栄喜君	参 事	嶋崎 政男君
選挙管理 委員会 事務局長	山崎 典雄君	監査委員 事務局 長	荒井 公雄君		

1 本日の議事日程は次のとおりである。

平成18年第1回福生市議会定例会議事日程（第5日目）

開議日時 3月28日（火）午前10時

- | | | | |
|-------|--------|---|--------|
| 日程第1 | 議案第1号 | 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 | (審査報告) |
| 日程第2 | 議案第2号 | 福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例
(第2条給料関係) | (審査報告) |
| 日程第3 | 議案第4号 | 福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例 (第2条給料関係) | (審査報告) |
| 日程第4 | 議案第6号 | 福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 | (審査報告) |
| 日程第5 | 議案第7号 | 福生市介護給付費準備基金条例の一部を改正する条例 | (審査報告) |
| 日程第6 | 議案第8号 | 福生市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例 | (審査報告) |
| 日程第7 | 議案第9号 | 福生市児童遊園条例の一部を改正する条例 | (審査報告) |
| 日程第8 | 議案第10号 | 福生市学童クラブ条例の一部を改正する条例 | (審査報告) |
| 日程第9 | 議案第34号 | 福生市介護保険条例の一部を改正する条例 | (審査報告) |
| 日程第10 | 議案第11号 | 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例 | (審査報告) |
| 日程第11 | 議案第12号 | 福生市都市公園条例の一部を改正する条例 | (審査報告) |
| 日程第12 | 議案第13号 | 福生市営住宅条例の一部を改正する条例 | (審査報告) |
| 日程第13 | 議案第14号 | 福生市自転車等の放置防止等に関する条例の一部を改正する条例 | (審査報告) |
| 日程第14 | 議案第15号 | 福生市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例 | (審査報告) |
| 日程第15 | 議案第16号 | 福生市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例 | (審査報告) |
| 日程第16 | 議案第17号 | 福生市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例 | (審査報告) |
| 日程第17 | 議案第18号 | 福生市国民保護協議会条例 | (審査報告) |

- 日程第18 議案第19号 福生市介護費用等の助成に関する条例を廃止する条例
(審査報告)
- 日程第19 議案第20号 平成17年度福生市一般会計補正予算(第7号)
(審査報告)
- 日程第20 議案第21号 平成17年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
(審査報告)
- 日程第21 議案第22号 平成17年度福生市老人保健医療特別会計補正予算(第2号)
(審査報告)
- 日程第22 議案第23号 平成17年度福生市介護保険特別会計補正予算(第3号)
(審査報告)
- 日程第23 議案第24号 平成17年度福生市下水道事業会計補正予算(第2号)
(審査報告)
- 日程第24 議案第25号 平成17年度福生市受託水道事業会計補正予算(第2号)
(審査報告)
- 日程第25 議案第26号 平成18年度福生市一般会計予算
(審査報告)
- 日程第26 議案第27号 平成18年度福生市国民健康保険特別会計予算
(審査報告)
- 日程第27 議案第28号 平成18年度福生市老人保健医療特別会計予算
(審査報告)
- 日程第28 議案第29号 平成18年度福生市介護保険特別会計予算
(審査報告)
- 日程第29 議案第30号 平成18年度福生市下水道事業会計予算
(審査報告)
- 日程第30 議案第31号 平成18年度福生市受託水道事業会計予算
(審査報告)
- 日程第31 議案第35号 市庁舎建設工事(建築)請負契約
(審査報告)
- 日程第32 議案第36号 市庁舎建設工事(電気設備)請負契約
(審査報告)
- 日程第33 議案第37号 市庁舎建設工事(空調設備)請負契約
(審査報告)
- 日程第34 議案第38号 市庁舎建設工事(給排水衛生設備)請負契約
(審査報告)
- 日程第35 議案第32号 不動産の譲与について
(審査報告)
- 日程第36 議案第33号 損害賠償の額を定めることについて
(審査報告)
- 日程第37 陳情第18-5号 「のら猫」の避妊・去勢手術料金の補助に関する陳情書
- 日程第38 議員派遣について
- 日程第39 閉会中の継続審査申し出について
- 日程第40 特定事件の継続調査について

午前10時 開議

○議長（石川和夫君） ただいまから平成18年第1回福生市議会定例会第5日目の会議を開きます。

この際、報告事項がありますので、事務局長から諸般の報告をいたします。

（小林事務局長報告）

- 1 陳情書の受理について（陳情第18-5号）（別添参照）
- 2 平成18年度当初予算資料の正誤について（別添参照）
- 3 実施計画の正誤について（別添参照）
- 4 平成18年1月分例月出納検査の結果について（別添参照）
- 5 市議会議事説明員の欠席について（別添参照）

○議長（石川和夫君） 以上で報告は終わりました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 本日の議事運営については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告願います。

（議会運営委員長 小野沢久君登壇）

○議会運営委員長（小野沢久君） おはようございます。御指名をいただきましたので、去る3月22日に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして御報告をさせていただきます。

まず、日程でございますが、各委員会で審査をし、結論を得ました議案の審査報告を日程第1から日程第36までとして組みさせていただきました。

それから、新たに陳情者から陳情1件が提出されておりますので、日程第37として編成し、次に日程第38として議員派遣を組ませていただいております。内容につきましては、閉会中における議員派遣についてをお諮りしようとするものでございます。

また、日程第39及び日程第40につきましては、閉会中の継続審査申し出と、特定事件の継続審査として組みさせていただきました。

次に、日程の順序でございますが、既に御配付の日程表のとおりと決定しております。

全員協議会でございますが、理事者からの申し出がございますので、本会議終了後に開催願うことといたしました。

以上でございますが、本定例会の最終日でございますので、議員各位の御協力をお願い申し上げまして御報告とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） ただいま委員長から報告されたとおり本日の議事を進めますので、よろしく願いいたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） これより日程に入ります。

この際、既に配付してあるとおり各委員会からの審査報告書が提出されております。各委員会の審査報告書の朗読については省略いたします。

日程第1、議案第1号、福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する

条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については総務文教委員会に審査を付託しておりますので、委員長から報告願います。

(総務文教委員長 青海俊伯君登壇)

○総務文教委員長(青海俊伯君) おはようございます。それでは御指名をいただきましたので、議案第1号、福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして審査報告をさせていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

理事者からの説明の後、質疑に入りました。

委員より、日額という考え方は基本的には何時から何時という考え方で定めをしているのか、日額の基準というものを教えていただきたいとの質疑があり、理事者より、この報酬額については、それぞれのいわゆる規則で定めており、9時から4時というような形で6時間というものを基本的には基準としながら日額というものを定めておりますとの答弁がありました。

同委員より、6時間というのはほとんど丸1日使うのだというような考え方でいいものなのか、それともものによっては開会して途端に御苦勞様というようなものもあるのか、実態はどうかとの質疑があり、理事者より、例えば児童指導員の月額17万円というのは1カ月に16日、1日8時間という規定があります。多くの付属機関の行政委員がいるわけですが、委員さんについては日額8500円が多いですが、それぞれの委員会の協議の結果ということになりますから、短いものもあれば長いものもあるという理解をしておりますとの答弁がありました。

ここで、同委員より国民保護協議会委員というところに関しては、この後の条例のときに疑義があるので、本条例については反対であるとの意思の表明がありました。

続いて他の委員より、資料の他市との比較を見ると産業医について最高額が6万3400円、最低額が国立市の2万8900円となっている、この金額はどうかとの質疑があり、理事者より、産業医については労働安全衛生法の第13条に産業医を置くことになっているが、その額までは定められていない。例えば職務として職員の健康診断、あるいは職場巡視、健康対策の講演を行うとかいろいろな産業医の職務があるわけで、その職務の範囲の中で遂行してもらうということで、各市それぞれ実情にあった形で定めているという状況でありますとの答弁がありました。

他の委員より、地域包括支援センター運営協議会委員について何人ぐらいで運営されるのか、また消費生活相談員は平成17年度までは相談員謝礼として実施してきたという説明がありましたが、そのときの謝礼は幾らだったのかという質疑があり、理事者より、地域包括支援センター運営協議会の委員の構成は6人を予定しております。内容としては介護保険の被保険者の方、あるいは介護サービスの利用者の方、介護サービス事業者の方、あるいは権利擁護相談などを担う関係者、あるいは保健・医療・福祉関係、あるいは学識関係というふうなことを想定しております。消費生活相談員の謝礼ですが、17年度までは謝礼ということで日額8500円でありますとの答弁がありました。

同委員より、消費生活相談員が今度は日額1万円となるのですが、どのような内容が変わるのかお聞きしますとの質疑があり、理事者より、現在は相談時間が午前10時から午後4時までとなっているものについて、相談時間については4月以降も変わらないが、勤務時間を9時半から4時半という形で前後30分ずつ長くして、その間に事前の相談の準備とか、相談が終わった後の処理、データ処理とかをやっていただく形に変えていきたいと考えておりますとの答弁がありました。

他の委員より、資料1の2枚目、産業医から学校薬剤師までの間で500円から1000円まで下がっているが、この金額が提示される経緯、行政側から出たものなのか、産業医等から値下げが出たのかとの質疑があり、理事者より、予防接種医と学校医について答弁させていただきますと、予防接種医、学校医については市の健康管理課の方で西多摩医師会の方と協議の申し込みをさせていただいて、額を決めさせていただいております。今回、国の人事院勧告が0.36%減額になったということで協議の申し込みをさせていただき、このような額となりました。その他のことについてはこれに関連したものではないかと考えておりますとの答弁がありました。

本案に対する質疑はこれで終わりましたが、審査中において反対の意見がありましたので、起立により採決を行い、起立多数により原案のとおり可決されました。

何とぞ当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告といたします。

○議長（石川和夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑は終わります。

議案第1号については、委員会において起立採決となっておりますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石川和夫君） 起立多数と認めます。よって、議案第1号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第2、議案第2号、福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例（第2条給料関係）を議題といたします。

本案については総務文教委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

（総務文教委員長 青海俊伯君登壇）

○総務文教委員長（青海俊伯君） 御指名をいただきましたので、議案第2号、福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例（第2条給料関係）につきまして審査報告をさせていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

理事者からの説明の後、質疑に入りました。

委員より、特に市長と三役に何らかの瑕疵があったわけではないのに、あるいは特段の理由が、先ほどの審議会の中での理由だって非常に薄弱なものですから、それにもかかわらずここで減額せざるを得ないという点についてはもう少しお聞かせ願いたいと思っている。要するに、結論から言うとこの時期に報酬等審議会の答申があるにもかかわらず減額する必要は何もないではないかとの質疑があり、市長より、基本的には職員の給料が要するに減額されるというそれが一つであります。これは御存知のように0.85%、東京都の関連でやりましたけれども、そういう形で17年度から適用させていただきました。これも本当は市で決めればいいことですから、そのままでもいいと言えればいいことではありますけれども、実態として福生市の財政状況から見ましてやはり職員の給料、それから同時にそれに連動する形で我々も常勤の職員としては同じ形の仕事をやっておりますので、そういう意味で言いますと我々もみずから率先してやはりやるべきであるという考え方、この二つの基本的な問題を持っております。一つは職員の問題、それから一つは福生市の財政全体の問題と、こういうふうに御理解をいただきたいというふうに思います。

ただ、答申がこういう形で賛否両論が出て、やらなくてもいいですよというお話をいただきましたものですから、そのことによって全体が拘束されるというふうに私は考えておりませんで、私どもの立場としてはやらざるを得ないと、こういう判断をしたという御理解をいただきたいというふうに思いますとの答弁がありました。

同委員より、職員の給料の問題に絡んできていると思いますが、私が一番やはり心配するのは、もちろん好景気、不景気によって波があるのは当然だと思うけれども、給料の減額によって、あるいは報酬の減額によって勤労意欲がそがれるというのが一番困るわけです。あるいはいつまで働いても給料がちっとも上がらないではないか、これは恐らくはいつの時代でも同じことを人々は言っているとは思いますが、それが現実にこういった近代的な給与システムの中で、大きく減額される理由もないのに減っていくということに関する不条理観はあると思います。

職員を下げてしまったから四役も下げざるを得ないというようなのは少し消極的な考えではないかというようなふうな、反対はしませんが、意見だけ述べておきたいとの発言がありました。

他の委員より、報酬等審議会の委員として、せっかく開会したのにというような批判とか、それはよかったとか、市長の判断に対する感想とかはどうだったのかという質疑があり、市長より、両論があったという話がありました。それでどっちが多いかという形で最終的にこういうふうに決まったという話であります。その後、答申をいただきますときに私のところに全委員さんが見えくださいましたので、その皆さんに私としてはこういうふうにさせていただきたいというお話をさせていただきました。それは賛成をされた方も含めて全体として理解をするというお話をいただいておりますとの答弁がありました。

同委員より、来年報酬等審議会があったときも、市長の立場としては、もし現状の

ような財政状態であれば、今回と同様のことを考えられる可能性もあるということかとの質疑があり、市長より、基本的には審議会の答申というのは当然のこととして尊重しないといけないという考え方は持っております。ただ、当然のこととして現在の段階での審議会をやれば、賛否両論が出るのは当然でありまして、その量が多いか少ないかという問題も含めてということになるかと思いますけれども、最終結論が出てくるとこういう形になります。

なお、申し上げておきますが、私は事前に審議会の委員さんと一切話はしておりませんので、そういう意味では3回ぐらいの審議会の中で審議会の委員の皆さんが一生懸命お考えいただいて結論を出してくださるというわけですから、それ自体については非常に貴重な意見として尊重しなければならないと、このように考えを持っております。

ただ、実態として私自身が判断をしなくてはならない部分もまた別にあるというふうに思っておりまして、その部分でこの判断という御理解をいただきたい。したがって、今後もそういうことが全くないとは言えません。ただ、審議会の答申は尊重すると、基本的にということの中で考えていくというふうに理解をいただきたいと思いと答弁がありました。

他の委員より、このところの新聞で春闘が5年ぶりに好調な企業にあってはベースアップ、あるいはボーナスにあってはゼロというような回答がきのうあたりから出ているようですが、将来的に職員の人事院勧告もベースアップも考えられるのではないかと思います。この報酬審議会の開き方はどの辺のところから答申をするのが1点、それと2点目については、仮に臨時の勧告で増額があった場合には報酬等審議会は開く予定でいるのかの2点についての質疑があり、理事者より、報酬等審議会の開催ですが、以前については毎年開催をしておりました。それ以後は、年度でははっきりしませんが、答申の中でいわゆる社会情勢の変化があったときに開催すべきではないかという答申をいただいた時期があります。その後社会情勢、あるいは人事院勧告の減額等々を勘案しながら審議会条例に基づきまして報酬等審議会を開催しております。いわゆる社会情勢を見ながら開催するという方法をとらせていただいております。

人勧の場合、減額と申し上げますが、当然増額ということも考えるわけですから、そういったものを含めまして社会情勢の変化、各市の状況を見ながら開催をするという考え方を持っておりますとの答弁があり、その後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

何とぞ当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑は終わります。

これより議案第2号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川和夫君) 御異議なしと認めます。よって、議案第2号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(石川和夫君) 日程第3、議案第4号、福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例(第2条給料関係)を議題といたします。

本案については総務文教委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

(総務文教委員長 青海俊伯君登壇)

○総務文教委員長(青海俊伯君) 御指名をいただきましたので、議案第4号、福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例(第2条給料関係)につきまして審査報告をさせていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

理事者からの説明の後、質疑に入りました。

委員より、ここで教育長の給与を先ほどと多分同じ理由で減額されると思いますが、実は本会議で即決しました議案第5号の部分で、一部100分の40を100分の45に上げています。片方で下げて、片方で上げるというのは市民に対してなかなか説明が難しい部分が出てこようかと思えます。同じ四役に対して一つの条例で下げて、片方で上げるというのはいささか説明責任としてはどのようにお考えになっているのか、その辺のところをお聞かせいただきたいとの質疑があり、理事者より、人事院の勧告、あるいは人事委員会の勧告を少々申し上げますと、もちろん人事委員会の勧告ですので、職員が対象になるものでありますが、主に東京都の人事委員会の報告ですが、特別給、いわゆる期末手当の関係であります。民間従業員に対する直近の1年間の賞与の支給実額を調査し、職員との比較をしてその差を今回増額したということでありまして、その調査の結果でいいますと、職員の支給月数については年間4.40というのが現行であります。それが民間の支給月数については4.47カ月という調査結果が出ていると。つまりその差が0.07カ月出ていたということですから、0.07カ月より下回る0.05カ月を勧告して出したわけです。これも勧告の一部でございました。

そういったことを受けまして、職員は12月に議決をいただいたわけですが、今回市長等の報酬についても職員と同様に行うというようなことで、0.05は人勤に基づくプラス要素として4月から3月までの所要の調整として減額分、そういったものを相殺した結果、期末手当については0.31カ月というふうになったとの答弁があり、同委員より、非常にわかりやすいようでわからないというか、期末手当については人事院勧告、あるいは人事委員会の勧告にのっかってという話でよくわかりましたが、通常の給与と期末手当というのは、例えばここは教育長の場合ですが、教育長個人に対して年間支給されるわけではないですか。そうすると、片や東京都の人勤にの

っって期末手当はこうした、そしてこう上がる、しかしながら、別な条例、議案ではさっきの市長が答弁されたような報酬等審議会での答申を受けながら、それを尊重しながら、しかしながら、市の財政的なこと、一般職員の減額していることを加味して下げている。実質的には同じ人が受領するのに給料は下げて、期末手当は上がるという、個々に分ければそのとおりなのだけれども、個人に集約されると妙な形になるのではないかと思うということだけこの場で申し述べておきたいとの発言がありました。

その後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第4号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第4、議案第6号、福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については総務文教委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

（総務文教委員長 青海俊伯君登壇）

○総務文教委員長（青海俊伯君） 御指名をいただきましたので、議案第6号、福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして審査報告をさせていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

理事者からの説明の後、質疑に入りました。

委員より、地方自治法により「調整手当」が「地域手当」に変わるということで、給料月額の12%ということですが、これは西多摩では地域手当というのは統一的に12%になっているのですか。他市の状況はどのような状況か伺いたいとの質疑があり、理事者より、西多摩の4市ですが、青梅市だけが10%で、あと福生市を含めました3市については12%となっておりますとの答弁がありました。

同委員より、青梅と福生というのは何がどう違う理由でこのパーセンテージが違う

のかとの質疑があり、理事者より、平成10年に東京都の人事委員会、いわゆる東京都の都表にあわせた形で、東京都がその当時12%になっていたので、すべて給料表も調整手当もあわす形で12%にしたという経緯がありますとの答弁がありました。

同委員より、今回の地方自治法の改正というのは、要は地域間によってこれらが変わってくるという形にシフトしていったらどうだろうかというようなことも考えられるのだけれども、その辺のことについてはどういうふうに考えているのかとの質疑があり、理事者より、そのとおりであり、将来的にはこの名前のおり地域によって差がつくというようなことがありまして、国家公務員、福生にも国家公務員が勤めております。例えば法務局であるとか、横田事務所とかでありますけれども、そちらの方はもう既にここの地域手当で、なおかつパーセントが福生市でございますので15%になっております。まだ東京都においても地域手当に変えただけで東京都もそういった差はつけていないというような状況です。

今後、構造改革の一環として給与そのものが変わってくるというようなことにならないと、なかなか段階的な差はつかないのではないかと思います。今回も東京都に倣った形で名称のみを変更しているということで、他市においても同様の条例改正を行っているところでありますとの答弁がありました。

同委員より、要は勤務の評価の関係といろいろな形でリンクしてくる中で、横並びにいかないような形が当然出てくると思うので、そのときにぜひやっていただけたらと思っておりますとの要望がありました。

その後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第6号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第5、議案第7号、福生市介護給付費準備金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については市民厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

(市民厚生委員長 大野聰君登壇)

○市民厚生委員長(大野聰君) 御指名をいただきましたので、議案第7号、福生市介護給付費準備基金条例の一部を改正する条例につきまして審査報告をさせていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

理事者の説明の後、質疑に入りましたが、さしたる質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長(石川和夫君) 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川和夫君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第7号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川和夫君) 御異議なしと認めます。よって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(石川和夫君) 日程第6、議案第8号、福生市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については市民厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

(市民厚生委員長 大野聰君登壇)

○市民厚生委員長(大野聰君) 御指名をいただきましたので、議案第8号、福生市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例につきまして審査報告をさせていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、条例の施行日が10月1日となっているが、何か理由があるのかとの質疑があり、理事者より、実施に当たって東京都や国保連合会へ市の独自の番号をもらう必要があり、許可をもらう作業があること、システムの変更に一定の時間が必要であること、さらに所得を把握する切り替え時期が10月1日であることなどから10月1日としたものであるとの答弁がありました。

別の委員より、この制度改正については当委員会で陳情書を採択した経緯があり、市長も実施に当たりいろいろな方法があるとの答弁をされておりましたが、今回の2歳未満児の結論に達するまでにどのような検討がなされたのか、このことにより何人

が対象になり、どのくらいの経費がかかるのかとの質疑があり、理事者より、今回の改正に当たっては所得制限の全廃の検討や、所得制限はそのままにして対象年齢を拡大する方法などを検討し、制度上の欠陥ともいべき最大1年8カ月までの乳幼児が扶養に入らないために該当しないことから、今回2歳未満児を対象とすることとしたもので、対象人員は198名程度になると見ており、市負担は18年度は10月からの改正で195万円、平年度ベースでこの約3倍の600万円程度になると計算しているとの答弁がありました。

さらに同委員より、現行のまま年齢を小学校6年生まで拡大するとどのくらい経費がかかるのか。また当面2歳未満児ということだが、今後市民要望や議会の要望を含めてこれからも弾力的な運用を図るための改正の可能性についてはどうかとの質疑があり、理事者より、12歳まで拡大すると年1億31万8000円ほどの負担増となる。また制度改正については、児童手当の所得制限が780万円から860万円に拡大されたことにより乳幼児医療費助成もリンクして拡大されることが予想されており、これにより約95%が対象になると見込まれるため、しばらく動向を見させていただき、検討したいと思っているとの答弁がありました。

また別の委員より、児童手当の所得制限の緩和により乳幼児医療費助成も拡大する見込みとのことだが、東京都からの情報はいつごろ確定するのかとの質疑があり、理事者より、東京都からの内々の情報ではそういった形で対応していきたいとの情報をもっているところであり、東京都の予算も今都議会で決定されていくと思っているとの答弁がありました。

さらに同委員より、今回の改正は第一歩であり、今後どんどん拡充されるよう取り組んでほしいとの要望がありました。

以上のような質疑応答の後お諮りいたしましたところ全員異議なく、原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第8号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第7、議案第9号、福生市児童遊園条例の一部を改正す

る条例を議題といたします。

本案については市民厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

(市民厚生委員長 大野聰君登壇)

○市民厚生委員長(大野聰君) 御指名をいただきましたので、議案第9号、福生市児童遊園条例の一部を改正する条例につきまして審査報告をさせていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

理事者の説明の後、質疑に入りましたが、さしたる質疑もなく、お諮りいたしましたところ全員異議なく、原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長(石川和夫君) 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川和夫君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第9号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川和夫君) 御異議なしと認めます。よって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(石川和夫君) 日程第8、議案第10号、福生市学童クラブ条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については市民厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

(市民厚生委員長 大野聰君登壇)

○市民厚生委員長(大野聰君) 御指名をいただきましたので、議案第10号、福生市学童クラブ条例の一部を改正する条例につきまして審査報告をさせていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、学童クラブはおおむね10歳未満の小学生としているが、大体どのくらいが学童クラブにお世話になっているのか。また年々増加しているとのことだが、長期的にみてどのくらいのキャパシティがあるのかとの質疑があり、理事者より、18年度の申込数は、1年生全体で39.4%、2年生は39%、3年生は24.2%、4年生は4.3%で、4年生までの全体で26.5%となっています。今後の長期的な見通しは、学童数が減少している中で、学校区によってばらつきがありますが、学童クラブ希望者数の割合が上がっているため、今後とも個別的に待機児解消に努めて

いきたとの答弁がありました。

別の委員より、今回第二小学校を使って開設することになったが、教育委員会との交渉経過を教えてほしい。また二小にできる施設はどのようなものなのか。今回は暫定ということだが、いつごろまでを考えているのか。それと説明の中で「児童の安全を最優先に」という話があったが、一小の場合はどのように考えているのかとの質疑があり、理事者より、まず現状の施設で対応する部分と全庁的に対応しなければならない部分があり、庁内の学童クラブ施設の拡充に関する検討会で昨年4回ほど会合を開き、学校施設の活用も視野に入れて、教育委員会に「学校施設の利用検討会」を立ち上げていただいた。そこで平成18年度当初に申し込みが多いと予測された一小、二小、三小、五小の校長先生にお集まりいただき、状況を示して学校側に検討をお願いした結果、申請者が多かった二小の利用をお願いし、学校の御了解を得たところである。

二小のクラブの内容は、新校舎の二階の東側の教室を学童クラブとし、出入りは東側にある階段を使用することとし、60平方メートル弱の教室の中をパーティションで区切って職員室をつくり、残りは6畳分の畳スペースとテーブルを置く育成室とする予定である。また臨時ということで今後の推移を見ながら学校側とも十分協議していききたい。

次に、児童の安全を優先するというので、一小に対する問題の質問ですが、以前は扶桑会館に開設していたが、平成8年9月に武蔵野台児童館を建設したので、学童クラブを同館に移したいという経過がある、移動してちょうど10年が経つので、御指摘の件については学童クラブ施設の拡充に関する検討会の中で早急に検討していききたいとの答弁がありました。

別の委員より、二小で始まる臨時たんぼぼクラブで、夏休みなど長期に学校が休みのときなど、不審者対応のためインターフォンなどを付ける対応を考えているのか。また三小学区の場合、小学校の空き教室を使うのは難しかったのかとの質疑があり、理事者より、臨時たんぼぼクラブの出入口は、原則的に白梅通りに面した東側の門を使用することになっており、保護者の送迎の場合にはワッペンをつけてもらうこととしているので、インターフォン等の設置は考えていない。

また、三小についても検討会で話が出たが、余裕教室で伝統の太鼓をやっているの、今のところ提供できる教室はないとの話があり、今後協議する中で対応していききたいとの答弁がありました。

さらに別の委員より、学校が利用できるということは一番よいことだと思うが、小学校と学童クラブの場所が離れている学区は一小以外にどこがあるのかとの質疑があり、理事者より、一小が武蔵野台クラブ、五小がわかたけ会館、七小が田園会館などとなっていますとの答弁があり、同委員より、自宅と学校と学童クラブが同方向でなく、行き帰りで万一事故が起きてしまった場合にはどこが責任を持つのかとの質疑があり、理事者より、行き帰りの場合には学校と学童クラブや社会福祉協議会の双方が対応しているのが現状であるとの答弁がありました。

また別の委員より、臨時たんぼぼクラブができて大分緩和されたが、入所できない

学童がどれくらいいるのか。特に3、4年生の状況はどうか。また一小学区は以前、扶桑会館でやっていたわけだが、経過等を教えてほしいとの質疑があり、理事者より、待機児童の状況は、一小学区の武蔵野台クラブが5名、三小学区のさくらクラブが19名、四小学区のみかぎりクラブが2名、それと六小学区のかめこのクラブが6名、七小学区の田園クラブが13名となっており、全体で45名であり、昨年は78名だったので、第二たんぼぼクラブができたことによりその分が減っていると考えている。3年生の待機児童は32名、4年生は6名という状況である。

また、一小学区の学童クラブは以前扶桑会館で行っていたが、平成8年に武蔵野台児童館ができたため、その時点でそれぞれの利用者の住所等を検討した結果、武蔵野台児童館に移したということであるとの答弁がありました。

以上のような質疑応答の後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第10号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第9、議案第34号、福生市介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については市民厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

（市民厚生委員長 大野聰君登壇）

○市民厚生委員長（大野聰君） 御指名をいただきましたので、議案第34号、福生市介護保険条例の一部を改正する条例につきまして審査報告をさせていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、今回の改定で福生市の介護保険料基準額は26市で何番目になるのか。高いところから3、4番を教えてほしい。それと今回の改正で第2段階を2つに分け第2段階、第3段階としたが、改定後の第2段階は市民税非課税世帯で80万円以下のものとなっているが、生活保護とこの段階ではどちらの方が収入が多いのか比較し

てほしい。

また、今回の保険料の計算では、前期に財政安定化基金から借りた分1億1350万円が入ってきており、これがかなり重いものになっている。このような借入金は、過去のつけは次の世代に回すことなく、当然一般財源で補てんするべきだと思うが、そのことについては検討したのか。さらに今回の改定では激変緩和措置はあるが、最終的にはこの保険料になるわけで、低所得者に対する配慮をしようという検討はしたのか。

それから、地域包括支援センター協議会の委員数は6名となっているが、この中に介護保険を利用している方を入れる考えはあるのかとの質疑があり、理事者より、保険料基準額は4593円となるが、この額が26市中何番目になるのか現在東京都で集計中でありはつきりわかっていない。未確認情報では26市でもかなり高い方に入っているようである。

次に、第2段階の80万円以下の方が生保の方より安いのではないのかとのことであるが、そういう実態があることも予想されるが、今回の改定では激変緩和措置を取ったところであり、これも国の考え方に沿った取り扱いとしたものである。

次に、財政安定化基金については第2期で借入れをしたもので、本市の場合はその額が400円近くになるが、一般財源からの繰り入れについては審議会の中でも御議論いただいたが、やはり介護保険制度がそのような仕組みになっていることから、現段階では難しいと言える。

また、地域包括支援センター協議会のメンバーについては、具体的な人選については決まっていないが、国から示された基準に従って人選を進めてまいりたいとの答弁がありました。

さらに同委員から、地域包括支援センター協議会のメンバーについては、公募する考えはあるのか。また、保険料段階別では第2段階の80万円以下は生保との整合性が取れると思うがどうかとの質疑があり、理事者より、地域包括支援センター協議会のメンバーの人選は決まっていないが、場合によっては地域福祉推進委員会の委員の中にも公募による選出の方がいるので、それらを視野に入れながら人選を進めることもあり得ると思う。

また、第2段階の金額を96万円とのことであるが、社会保障制度の総合化の観点から年間受給額を目安とするとされていることから、その考え方で進めているとの答弁がありました。

さらに同委員から、今回は大幅な値上げであり、一般財源からの繰り入れや国の大幅負担を求めるなどが必要であり、今回の改正については反対であるとの意見が出されました。

以上のような質疑応答の後、審議会中反対の御意見がありましたので、起立によりお諮りしましたところ、起立多数と認め、原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

まず、反対者、19番松山清君。

（19番 松山清君登壇）

○19番（松山清君） 議案第34号、福生市介護保険条例の一部を改正する条例に反対の討論を行います。

「老後の安心をみんなで支える仕組みです」とスタートした介護保険制度は、施行後5年目の見直しで昨年10月から介護施設利用者の居住費と食費、デイサービスなどの食費が介護保険から外され、全額自己負担となりました。さらにことし4月からは家事援助サービスの縮小、新予防給付の導入が実施されます。同時に今回の大幅な保険料の引き上げがあるわけでございます。

介護保険制度は、御承知のようにわずかな年金収入の方からも保険料を徴収することになっているため、国民年金だけで生計を立てている方など収入が少ない人にとって保険料の割合は極めて高くなります。その上税制の改正によって公的年金等控除の縮小と老年者控除の廃止に伴い大変な増税にお年寄りの方はなっております。それに伴う介護保険料も引き上げるわけでありますから、大変な負担になるわけです。激変緩和措置が取られておりますけれども、負担は雪だるま式にふえてくるというのが現実であります。

介護保険料や利用料の高い最大の元とは、措置制度というときには国の負担が50%となっていたものを、介護保険が導入されたときに25%まで引き下げたことにあることは明白です。国の負担率を5%引き上げれば3000億円の財源が確保され、今回のような地方自治体全体、大幅な保険料の値上げを避けることは十分にできるわけであります。この問題は今後も地方自治体として積極的に国に向けて取り組みをしていかなければならない大変重要な課題だろうと思っております。

一方、地方自治体といたしましても、独自で保険料、利用料の軽減に取り組むをしていかなければならないと思っております。

財政安定化基金償還金、福生市では3年間の合計で1億3350万円を一般財源で支出するならば、約10%の引き上げを抑えることができるわけであります。福生市の今の財政状況では十分できないわけではないと思っております。また、利用料についても独自の軽減策を全くやらない、すべて国の方針どおりのやり方ということでは自治体としての役割が果たせないと思っております。

今回の条例改正では35.8%増、月4593円、これは26市中ベストスリー以内に入る高い保険料になるわけであります。ですから、やはり今の高齢者の置かれている現状を考えるならば、市独自で何らかの手立てを取り、保険料、利用料の軽減、こうしたものに向けて取り組みを進めるべきだと思っております。

本条例は、いろいろな面で介護にとっては重要な条例でありますけれども、今回に

については大幅な料金引き上げというようなことも含んでおりまして、こうした点から反対とさせていただくものでございます。

簡単ではございますが、反対討論とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 次に、賛成者、10番原島貞夫君。

（10番 原島貞夫君登壇）

○10番（原島貞夫君） 御指名をいただきましたので、議案第34号、福生市介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、正和会を代表して賛成の立場から討論をさせていただきます。

介護保険制度は、平成12年度にスタートして以来、この6年間で在宅サービスを中心に利用者が急速に拡大するなど、福生市でも高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして着実に定着してきているところでございます。

さて今般、作成されました第3期介護保険事業計画の中でも、高齢化がさらに進み、介護を必要とする高齢者や、認知症の高齢者は一層の増加が見込まれるところでございます。

高齢者ができる限り地域で自立した日常生活を送ることができるよう、また介護保険制度を将来にわたり安定的に運営していけるよう、制度全般の見直しは必要なことと思われまます。

そのような中で、介護予防を重視する仕組みとして、軽度の方を対象に新予防給付の創設や、生活機能が低下している高齢者の予防を図る地域支援事業などの適切なサービスが提供されます。

今回の改正では、社会、経済状況の厳しい中、保険料負担の見直しもありまして、市民の方々には大変だと思いますが、低所得者の方の負担能力にきめ細かく配慮し、現行の所得段階を細分化して新第2段階を設けるなど激変緩和措置もとっております。

今後の持続可能な介護保険制度を考えましたとき、今回の改定はやむを得ないものと考えます。今後ますます高齢化が進む中で、利用者本位の介護サービスを提供することが一層求められるところでございます。

今後の介護保険事業が円滑かつ適正に運営されますよう要望申し上げまして、福生市介護保険条例の一部を改正する条例に対する賛成討論とさせていただきます。（拍手）

○議長（石川和夫君） 以上で討論を終わります。

これより議案第34号について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石川和夫君） 起立多数と認めます。よって、議案第34号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 11時10分まで休憩いたします。

午前11時2分 休憩

~~~~~

午前11時10分 開議

○議長（石川和夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10、議案第11号、福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については市民厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

（市民厚生委員長 大野聰君登壇）

○市民厚生委員長（大野聰君） 御指名をいただきましたので、議案第11号、福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして審査報告をさせていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、具体的な事例で説明してほしいとの質疑があり、理事者より、今まで精神障害者の方については精神に関する法律第32条により医療機関にかかったときは自己負担の割合が5%でしたが、精神に関する法律が廃止され、障害者自立支援法が施行されたことに伴い、所得制限が設けられて自己負担が5%だったものが10%に引き上げられることになった。ただ、この制度は都道府県事業ということで、東京都の場合には、旧制度の5%分については基本的に全額補助対象となることから、基本的に市民税の非課税の方が対象であり、実質的に影響がないと考えているとの答弁がありました。

別の委員より、10%負担になっても影響がないとのことだが、この対象者はどのくらいいるのか、また給付金額はどのくらいになるのかとの質疑があり、理事者より、国民健康保険としては対象者の把握はしていないが、医療給付金の申請件数では16年度が253件、15年度が231件、14年度が294件であり、3カ年平均で250件程度となっている。また給付金額は、17年度の1月末現在では1件当たり752円で、見込総額252万9000円程度となっているとの答弁がありました。

以上のような質疑応答の後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第11号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川和夫君) 御異議なしと認めます。よって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(石川和夫君) 日程第11、議案第12号、福生市都市公園条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については建設環境委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

(建設環境委員長 前田正蔵君登壇)

○建設環境委員長(前田正蔵君) 御指名をいただきましたので、議案第12号、福生市都市公園条例の一部を改正する条例につきまして審査報告をさせていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

理事者の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、今回の公募の関係で、59点の中からこういうふうな名前が特定されたという話であるが、公園名については非常に長過ぎると思っている。59点の中でこれがよかったという理由と、最初から設定を4文字とか、子どもでもすぐ言えるような考えはなかったのかとの質疑があり、理事者より、公園名については一番子どもたちもわかりやすいということで「どんぐり公園」ということも考えられなくはないということであり、どこのどんぐり公園かということもあり、やはり地名をつけた方がよりわかりやすいということで、「原ヶ谷戸」を頭につけさせていただき、「原ヶ谷戸どんぐり公園」ということにさせていただいたとの答弁がありました。

同委員より、いろいろな名前を決定するときに、いろいろな団体からあったわけであるが、その中で「原ヶ谷戸どんぐり公園」というのはこれくらいだったらいいのかなと、下の川緑地せせらぎ公園と、これは長すぎる。括弧して「せせらぎ遊歩道」とか何かそういうのはなかったのかとの質疑があり、理事者より、下の川につきましては以前に決定しており、今回原ヶ谷戸につきましては別の公園ということで、その話題は出ないとの答弁がありました。

同委員より、決定ということであるが、やはり市民が見てちょっと長過ぎて、一口で呼べない部分もあるので、こういう問題については最初から行政の方の関係の中でもう少しパンを短くするとか、そういう設問の中で公募をした方がいいと思うが、見解について伺いたいとの質疑があり、理事者より、下の川緑地せせらぎ遊歩道公園のようにしては長いということで、私どもの方としてはその反省の上に立って、一応応募をさせていただいた。私の中でも「原ヶ谷戸どんぐり公園」は長いというイメージはあるが、市民の多くの方々から「どんぐり公園」だとか、「原ヶ谷戸どんぐり公園」だとか応募をいただいたので、選考委員会を含めて一応意思決定機関の中で決定させていただいたとの答弁がありました。

別の委員より、原ヶ谷戸緑地ほか現地視察をさせていただき、私の印象は柳山のときと同じで、随分と木を切ってしまったという印象をすごく持ったが、福生市では自

然がそのままある公園というのはすごく数も少なく大変貴重だと思う。あそこの公園を設計するに当たってポイントだとか、あるいはこういう人からこうだとか、あるいは緑地を整備するには例えばこのくらいこんなふうにしなればいけないとか、そんなような決まりとかはあるのかとの質疑があり、理事者より、公園をつくるに当たっては一番身近に感ずる地元の方々の意見を参考にしなければなりませんので、3回ほど説明会をさせていただき、その中で相反する意見も大勢出てきた中で、その意見を収集し、まとめた公園ということになるかと思う。

まず一つは、地面に日光が当たらないため荒地になっている。草も生えていないのである程度木を伐採した。栗の木については二次林の要望もあり、五、六本残し、代わりに小さな苗木でコナラとかナラとかエゴの木を植栽した。落ち葉についても片付けてくれ、そのままにしてくれとかの意見もあり、でき上がってみるとある程度木は残したが、付近の住民から日陰になる、落ち葉が落ちる、切ってくれ、既に要望がきております。そういうのも兼ね合いながら今後整備していかなければならないとの答弁がありました。

以上のような質疑応答の後お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ当委員会の報告のとおり決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第12号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第12、議案第13号、福生市営住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については総務文教委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

（総務文教委員長 青海俊伯君登壇）

○総務文教委員長（青海俊伯君） 御指名をいただきましたので、議案第13号、福生市営住宅条例の一部を改正する条例につきまして審査報告をさせていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

理事者からの説明の後、質疑に入りました。

委員より、第6条第2項第1号及び第4項第1号の改正で、高齢者の年齢の適正化による改正ということですが、特に変更する理由は何なのかをお聞きしたいとの質疑があり、理事者より、特に明確なところはないのですが、高齢者の年齢の適正化ということで、高齢者等対応住宅に応募いただく方、特に高齢等の方であります。

まず、市営住宅というのは所得が一定の水準に達しない方のためのものでありまして、収入の緩和を認められる高齢者の年齢を50歳から60歳以上に引き上げたということでありますとの答弁があり、同委員より、再度またお聞きしますが、下の方の第2項の経過措置で、「50歳以上である者の市営住宅の入居資格」と規定がありますが、現在50歳以上の方が高齢者等対応住宅に入居なさっている方はどのくらいいますかとの質疑があり、理事者より、附則の部分であります、単身用世帯でこちらは8戸、現在あります。こちらには現在57歳の方が1名おります。また2人用世帯の住宅も同じく8戸ですが、こちらは配偶者が57歳という方が1世帯でありますとの答弁がありました。

別の委員より、今木造住宅で残っている戸数と更地というか、そういうふうになった状況の率、面積が出てれば、もし木造戸数の率が低いのであれば、なるべく鉄筋というか、中層というほかの住宅に移ってもらって、人数構成やら金銭的な問題などやり繰りして木造住宅を減らしていくということはできるものなのかできないものなのか、そうしたらそこに住宅を建てるかなど違った発想ができるのではないかという質疑があり、理事者より、木造住宅の取り壊した率というのは出ておりません。ただ、どうしてもあくのを待って取り壊すものですから、あくと虫食いみたいな形になるものですから、その後の利用もなかなか見い出せないところであります。一部には市営住宅にお住まいの方への臨時駐車場とかという活用はさせていただいているところがあります。

また、その住宅をどうするかということでございますけれども、毎年家賃算定をしたときに、同じように木造の方だけですけれども、鉄筋住宅への移転協力をお願いという形で、木造住宅は委員さんのおっしゃったとおり40年、50年近い建物なものですから大変老朽化をし、災害等があると耐震等で極めて心配なものですから、鉄筋住宅への移転の協力をお願いということで毎年はしているところですが、居住環境が変化することに対し、住んでいる方が困るというような形で、無理もできませんで、そこで幸せに暮らしていただくよりしょうがないかなと考えておりますとの答弁がありました。

他の委員より、市営住宅に入居者の家賃の滞納、未納の状況はとの質疑があり、理事者より、2月末現在で滞納世帯は21軒あります。その辺については毎年これほどは多くありませんが、出納整理期間中には必ず入れていただくような形で、滞納繰越しにならないようにはしているところがございますとの答弁がありました。

さらに同委員より、比較的料金も低く設定されていると思うのですが、この21軒の総額は幾らぐらいになるのかとの質疑があり、理事者より、総額で47万8800円になりますとの答弁がありました。

同委員より、普通民間アパートなどを借りている場合は65歳以上だとか障害を持

つ人はかなり補助があるわけですが、例えば市営住宅にはそういう制度というのがあるのかどうかとの質疑があり、理事者より、市営住宅は収入によって家賃が決まってくるので、収入が低い方はおのずと家賃も低くなるというシステムでやっております、特に補助等はありませんとの答弁がありました。

他の委員より、木造住宅において災害等が起こったときにある程度地域の方にいろいろ早く動いていただきたいということで要望等を出しているのですが、例えば台風等で屋根が壊れてしまったりだとか、半分壊れてしまった、住もうと思えば住めるのだけれども、補修すれば何とかなるというような状況も当然考えられると思うのですが、その場合の対応についての質疑があり、理事者より、程度によりけりかと思っっているのですが、大分老朽化していて危険なものですから、そういう状態になりましたならばできれば取り壊していきたいというふうに考えております。

また、入居者については、入居者の特例という欄がございまして、市営住宅があげば鉄筋の方にそのまま移っていただくような形では対応していきたいと考えておりますとの答弁があり、同委員より、例えば住んでいる方が壊れていてもいいから住みたいというふうな要望があったときに、これはどのようにするのかとの質疑があり、理事者より、ケースバイケースで考えていくよりしようがないかなと思っております。その方の年齢ですとか状況などを見ながら、どうしてもここにいたいのだということになれば、若干は修繕して住んでいただくような形になろうかとは思いますが、その辺はそれぞれのケースバイケースで考えさせていただきたいとの答弁があり、その後お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決することに決定をいたしました。

何とぞ当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第13号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第13、議案第14号、福生市自転車等の放置防止等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については建設環境委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

(建設環境委員長 前田正蔵君登壇)

○建設環境委員長(前田正蔵君) 御指名をいただきましたので、議案第14号、福生市自転車等の放置防止等に関する条例の一部を改正する条例につきまして審査報告をさせていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

理事者の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、新しい自転車駐車場は面積は今までのとどう違うのかとの質疑があり、理事者より、面積の関係であるが、新しいところは76.27平方メートル、旧のところは347.27平方メートルであったので、約5分の1程度ということであるというのは、拝島駅の臨時の駐車場の利用台数、定期利用者が現在14名というような形になっており、それを参考に規模を縮小しても大丈夫という判断を持ち、自転車等の台数約20台程度の収容面積かというふうに判断をもったとの答弁がありました。

以上のような質疑答弁の後、お諮りしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長(石川和夫君) 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川和夫君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第14号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川和夫君) 御異議なしと認めます。よって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(石川和夫君) 日程第14、議案第15号、福生市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については建設環境委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

(建設環境委員長 前田正蔵君登壇)

○建設環境委員長(前田正蔵君) 御指名をいただきましたので、議案第15号、福生市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例につきまして審査報告をさせていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

理事者の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、今回値下げというふうなことで、市民の方には大変よいのかなというふ

うに思うが、ここでほかの市での動向というか、ほかのまちでの大体基本的なこういう料金体系というのは把握されているのかどうか、昭島とか、その辺の比較の中でお聞きしたいとの質疑があり、理事者より、細かい資料はないが、昭島市については3000円というふうに聞いているとの答弁がありました。

同委員より、昭島との関係、特に福生の場合は算定根拠はどうなっているのか、下げた理由についてとの質疑があり、理事者より、今回下げた理由につきましては、屋根がないというような形で下げさせていただいた。2000円の根拠については、整備センターに管理を委託しており、その関係で2000円というような形に落ち着いたというふうに考えているとの答弁がありました。

別の委員より、これは拝島駅南口の臨時ができた経緯の一つに、熊川屋さん当たり違法駐車が非常に大変で、危ないとの状況の中でこれはできたと思う。現在の放置自転車の状況についてとの質疑があり、理事者より、この自転車駐車場をつくりましてからは、あの角のところの放置自転車は非常に少なくなっており、平成17年度2月までであるが、その間に拝島駅南口周辺から撤去した台数16台という形で激減しているとの答弁がありました。

以上のような質疑答弁の後、お諮りしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第15号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第15、議案第16号、福生市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例を議題といたします。

本案については市民厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

（市民厚生委員長 大野聰君登壇）

○市民厚生委員長（大野聰君） 御指名をいただきましたので、議案第16号、福生市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例につきまして審査報告をさせていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、委員が8人以内ということだが、障害者にとっては大変切実な問題であり、障害者の実情がより反映できるような方法として、委員としてどのような形が一番いいと思っているのかとの質疑があり、理事者より、障害者の方と身近に接している方で、身体障害者デイサービスで介護士をしている方、理学療法のお手伝いをしている方、知的障害者施設や精神障害者施設で利用者と接している方、社会福祉主事の方などを考えており、そういう方をお願いしようと思っているとの答弁がありました。

以上のような質疑応答の後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長(石川和夫君) 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川和夫君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第16号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川和夫君) 御異議なしと認めます。よって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(石川和夫君) 日程第16、議案第17号、福生市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例を議題といたします。

本案については総務文教委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

(総務文教委員長 青海俊伯君登壇)

○総務文教委員長(青海俊伯君) 御指名をいただきましたので、議案第17号、福生市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例につきまして審査報告をいたしますが、委員会の審査でかなりの時間を費やしました関係で、報告も若干多めになっております。御容赦願いたいと思います。

(議案審査報告書) 別添参照

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、この法律そのものは平成16年6月14日に法律が成立したもので、余り国民的議論がなかった中、決まってしまった法律であります。あたかも国民保護法というとても保護してくれるのかなというふうに思うけれども、やはり有事に備えて、言ってみれば国民統制法みたいなものである。特に福生市などはそうであるが、

取り巻く状況からいえば米軍再編で自衛隊の、特に司令部がやってくる、あるいはミサイル防衛の拠点がくるなどということ、ますますねらわれやすいまちにもう既になりつつあるわけであります。

そうしたときにどうするかということを考えなければいけないとは思いますが、こういうような国全体が何か有事を想定して上から下まで組織をつくっていくというよなときに、少し時期が尚早ではないかということ、をまず言った上で、市の認識としてどういうふうに受け止めているのかを伺っておきたいのですが、まず武力攻撃事態等におけるという武力攻撃事態というものは、具体的に何か国から想定をしているようなものがきて、我が市でも想定をしているものなのですかということが一つ。

それからもう一つは、第2条にある「のほか、必要な職員を置く」というところの必要な職員というのはどういうものなのかということ。

それから、4条の会議のところ「国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席」というけれども、これは例えば自衛隊などは当然国の職員ですが、そうすると「国の職員その他市の職員以外の者」というときはどういうことを規定しているのかということなどをちょっと聞きたいと思っております。

また、先ほどの課長の説明では、あらゆる情報は東京都から下りてこないと独自には持てないわけです。そうすると、ただ準備だけをして東京都から下りてくる情報を待っているようなものなら、別に東京都が整備をすればよいのであって、なんで我が市が準備までしなければいけないのかということについては非常に疑問です。

そもそもつまり国民の保護は国の義務だから、この場合の国民というのはどういう国民なのか。市民という概念はわりとあるのですが、国民の概念では国籍を有する者ですか、それとも我が領土領海に住んでいる者ですか、どう聞かされているのかその順でお聞きしたいと思いますとの質疑があり、理事者より、武力攻撃はどういうふうの説明されているかということですが、これは東京都の会議の中では、東京にとっては武力攻撃というのはそれほど大きな心配はしていない。こちら、日本海側に関するものは大分心配されているというような話は聞いております。そういう程度で、東京には大きな施設があるので、そういったテロ等のことが心配であると説明を受けております。

「必要な職員」ということですが、今後我々、例えば一番大きなというのは市民の方、国民の方の避難という形になるのですが、その避難をするのにどういった体制でいくかということで、市の職員全体的な形で考えていくということでありまして、また国民とはということでございますけれども、その地域に住んでいる方というのも、その地域にその時期にいた人すべてということで考えておりまして、ということですので、すべては市民という区切りではなく、国民というのはそういった形でそこに、その区域に、その時点で住んでいる方、そんな規定で聞いているところでありまして。そのように進めていかないと取りこぼしがあってはいけないと考えているということでありまして。

第4条の「国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは」という点についてですが、東京都からまだ相談はきておりませんとの答弁があり、同委員より、

国民保護法案の35条に、これらのものをつくらないといけないということが書いてあるのだと思うが、それは「ねばならない」と書いてあるわけですね。「置かなかつたらいけない」というふうに書いていないのですか。あるいは置かなかつたら何か処罰を受けるのですかとこの質疑があり、理事者より、今回の制定ですが、とりあえず年度内につくらなければいけないのは国民保護協議会の方であります。なぜかといえば今後、18年度で計画をつくっていく上で意見をいただくという形になっています。

また、この国民保護対策本部の方でございますけれども、これは特に焦ってつくる必要はないということではあります、計画を策定する上では同時につくっておいた方がよいということで、東京都からは強い指導を受けているところであります。それで今回は同時に、同じ時期に上程させていただいたと、そういう状況でありますとの答弁がありました。

同委員より、物すごく重要なことだと思っております。つまり、我が市においてはそうだけれども、これから起こるであろうテロや有事や大規模なそういった攻撃ということは常に想像されるわけですが、それに関しての法律ができたから、しかも指導があったから大あわてでつくる、しかもまだ答弁をもらっていないのは、つくらなかつたら何か罰則があるのかということを知っているわけで、もしないのだったらこんなにあわててつくることはないのではないかという意見をまず述べてから、罰則はあるのかとの質疑がありました。

理事者より、罰則の関係ですが、法律の中では法律に従わない条項については罰則規定がございますけれども、今御指摘のように本部条例については「しなければならぬ」と法的にはなっております。「しなければならぬ」ということは、一定の行為をすることを法的に命じられた行為ということの解釈になるかと思っております。言い換えればそういう法律の義務履行、行為を指しているわけですが、こういった場合については、規定に違反した場合については、その違反行為は処罰の原因になり得るという程度の明確なそういった罰則規定というものは現在のところ規定がされていないとの答弁があり、同委員より、この法律で規定してくるのは非常に人為的なものです。逆にいうと人々が努力をすれば回避できるかもしれないようなさまざまなことだと思っております。例えば駿河湾沖であしたにも地震が起こるかもしれないから、きょうとにかく避難のためにものをつくっておこうというのと少しわけが違うのではないかと思う。我が市があわててこんなものをつくっておく、次のものもそうですがという必要はさし当たっては無いという意見だけ述べておきたいとの意見がありました。

次の別の委員より、緊急対処事態対策本部ですが、それと国民保護対策本部とどう違うと理解したらいいか。それと5条に当たりますが、現地対策本部というのがあるが、一つでできないものなのかお聞きしたいとの質疑があり、理事者より、国民保護対策本部と緊急対処事態対策本部の違いですが、いずれも国、東京都からの通知があって設置するものであります。

例えば武力攻撃がどこかであったと認定され、東京都が国民保護対策本部を設置すれば、福生市にも対策本部ができます。着上陸侵攻などあったときに、まずその周辺

は避難をします。その避難先等は東京都の方から「ではこの地域はどこに」とその指定されたところでは対策本部が立ち上がっておりますので、そこでは避難の受け入れ、避難民の受け入れとかという形になってきます。

一方、緊急対処事態対策本部ですが、これはいきなり、例えば福生の駅で事故があったとか、爆発したとか、そういうときに、まず何もわからないときは災害対策本部を立ち上げて事故等の対策本部でいきます。その中で東京都の方がこれはテロであると判断したときには、その場所が今度は緊急対処事態対策本部ということになります。

ですから、保護対策本部というのは着上陸等、そういったときに着上陸された地域というのは保護対策本部というような、そんな生易しいものではないとは思いますが、それに基づいて今後侵攻とかそういったことがあるというときには「保護対策本部」、現実に何か起きてしまった、テロ行為が起きてしまった、そのときにはその現場では緊急対処事態対策本部という、こんな形で立ち上がるという形になっております。

また、現地対策本部ですが、国民保護対策本部が置かれまして、現地に職員が行って対応が必要な場合がまま出てきます。そのときには現地対策本部というのを現地に、限りなく現地に近いところに立ち上げると、このようなシステムになっておりますとの答弁がありました。

同委員より、武力攻撃というか、あるいはテロだとかミサイルだとかいろいろあるわけですが、その事態といいますか、そのもとに緊急対処事態対策本部というものをつくるようにもとれるのですが、三つをつくってそれぞれ状況によって運用が違ってくるといようなことになるのかとの質疑があり、理事者より国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部との違いですが、国民保護法の中で国が想定しております事態というものは、武力攻撃事態と緊急対処事態の二つの事態が想定されております。

まず、武力攻撃事態ですが、これは外部からの武力攻撃で着上陸侵攻、ゲリラ、特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空攻撃の4分類を想定しているところであります。この事態が発生したときに対応を図るために国民保護対策本部が設置され、市ではその連絡がくれば、必要ならば警報を鳴らし、必要ならば避難、市民、国民を避難させ救援に当たっていくというものであります。

一方、緊急対処事態ですが、多数の人を殺傷する行為が発生した状態で、大規模集客施設、ターミナル駅などの爆発などのいわゆるテロの発生を想定しており、現に事態が発生した場合であります。このような場合には緊急対処事態対策本部を設置することになります。

この緊急対処事態対策本部ですが、想定されている事態で説明しますと、市内に例えば大きな事故が発生した場合は、まず市の対応ですが、福生市地域防災計画により、まず緊急対策会議を立ち上げ、事故への対応を図ります。その中で東京都が「この事故についてこれはテロである」と判断した場合は、東京都に緊急対処事態対策本部が設置されます。その旨が連絡されてまいります。そのときに福生市に設置しました緊急対策会議は、そのまま国民保護法により緊急対処事態対策本部となります。そして本部としての活動となっていくところであります。

また、現地対策本部ですが、テロ行為があった現場に近いところに設置し、現地の

情報収集などをしまして、市庁舎内に設置されます緊急対処事態対策本部に連絡をし、この緊急対処事態対策本部は東京都へ報告しまして、東京都の指示を仰いでいく、こんな流れということになっております。

このようなことから、国民保護対策本部と緊急対処事態対策本部については同時に設置されることはないということでありますとの答弁がありました。

本案に対する質疑はこれにて終わりましたが、審査中において反対の意見がありましたので、起立により採決を行い、起立多数により原案のとおり可決されました。

何とぞ当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告といたします。ありがとうございました。

○議長（石川和夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

まず、反対者、21番遠藤洋一君。

（21番 遠藤洋一君登壇）

○21番（遠藤洋一君） 御指名でございますので、議案第17号、福生市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例についての反対討論を行っていきたくと思っています。

今、委員長さんからる説明がありました。長い議論があったのですね。この法律、この条例そのものの出だしというのはどこにあったかということ、それは平成10年にありましたいわゆる有事立法の続きですよ。それからたくさんの法律ができてきて、たくさんの条例ができたわけですが、その一つとして国民保護条例というのができ上がった。それが平成16年、おととしの4月にできたのですね。そのときに七つの法案と三つの国際条約ができた。それはもう皆さんも御承知のことだと思いますけれども、そのときの国会の情勢をよく覚えてないのですが、ほとんど議論もなく、この法律は通りました。

この法律をよく読んでいくと、今、主に委員会で議論をした中身よりもっと大事なことは、この法律は国民保護ということになっていきますけれども、現実には有事の起きた場合に、例えば地方自治体のすべき仕事や、あるいは実際に地域にある公共の建物や、病院や、港湾や、空港というものを全く自由に政府が使うことができるというところに問題があったわけですね。国民保護法というよりはむしろ国民統制法ではないかというような批判が出ましたし、日弁連、日本弁護士会連合会でもそういうような批判を行っています。

そもそもこの法律そのものは戦争が起ること、有事というのは、これは戦争状態という名前の言い換えですから、今現在、自衛隊が例えば自衛隊の兵士を隊員と呼んだり、あるいは一時ありましたけれども、すべての自衛隊の旧軍隊的な名称を言い換えているわけですが、同じように有事という言い方をするものは、これは戦争状態です。戦争状態というのは、国と国との戦争状態を言っていましたけれども、この

ところでテロ事件以来、対テロということも含めて有事ということになってきました。

しかし、問題はこうしたことが本当ならば国と国との間、あるいは国際的な約束事の中で解決されなければいけないはずなのに、いつの間にか日本がテロに襲われる、日本が攻撃されるということでこんなものが必要だというふうになってきたことは、私は少し方向が違っているのではないかと思っています。

特に自治体に対してさまざまな負荷をかけてくるような形でのこうした対策本部や、あるいは事態本部の作成につきましては、私はやはり時期が尚早ではないかという、委員会の中で述べましたけれども、同じように述べていきたいと思っています。

特に政府の見解などをずっと読んでいきますと、武力攻撃やテロを想定して、自主的な参加を前提にして、自治体などの自主防災組織が自治体と連携する有事訓練を検討しており、住民を参加させてこれをテストケースに定着を図るということにしているというような新聞報道もあります。

これらは一体どのような私たちの方向を示しているのか、あるいは今度の委員会の中で幾つか特徴的な答弁があるのですが、この法律をどこを読んでも国民の保護ということが書いてあるのですが、我が市の条例の解釈によれば、その地域に住んでいる人はすべて対象になっているというふうになっています。

これは我が市だけの条例の判断なのかもしれませんが、基本的には国の見解の中のどこを読んでも、日本国民ということに関する保護はありますけれども、外国人の保護はありません。この地域に住んでいる人すべてだという我が市の判断は、それからいえば国の判断とは少し違っているなと私は感じていますが、いずれにいたしましても、このような条例を急いでつくる必要は全くない。

国民総動員令のようなことを再び繰り返してはいけないという意味で、私はこの条例案に反対をするものです。ぜひ心ある皆様方の反対への1票を投じていただきたいと思ひまして、討論を終わります。

○議長（石川和夫君） 次に、賛成者、3番田村昌巳君。

（3番 田村昌巳君登壇）

○3番（田村昌巳君） 御指名をいただきましたので、議案第17号、福生市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例について、賛成の立場より討論させていただきます。

国民保護法は、平成16年9月に施行され、武力攻撃事態等から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活や経済への影響が最小となるよう住民の避難、避難住民等の救護、武力攻撃災害への対処などの確かつ迅速に実施することとされております。

平成17年度には東京都国民保護計画が策定され、都の計画と整合性を取りながら平成18年度には福生市国民保護計画が策定されることとなります。

福生市が実施することとなるものは警報の伝達、避難の指示、避難住民の誘導、また救護の実施や安否情報の収集、提供であり、福生市民はもとよりこの地域の国民の生命、財産を守るための施策を進めていくためには、安心して暮らすことができるまちにするために、福生市国民保護計画は極めて重要と思ひます。

国民保護法は、避難誘導する事態が発生した場合には、市、地域での対応だけでは

困難である場合等が想定されており、この狭い福生市だけで済ませることはできません。市町村を越えることは当たり前のこととなり、国、東京都、他の地方自治体、各関係機関との連携や協力が不可欠であり、災害対策基本法とは大きく異なり、広域での対応が必要となることから、法に基づき関係条例の制定が求められると思います。

横田基地を抱えている福生市において、大変大きな問題になることは間違いのないことで、万が一にでもあってはならないことですが、武力攻撃や大規模なテロ等から住民の生命、財産を保護するため、住民の避難や救援など国民保護措置を的確、迅速にするいわゆる国民の保護のための措置を総合的に推進するための体制として、国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部は必要なものであり、市民にとって頼りになる組織づくりをお願いいたしまして賛成の討論とさせていただきます。(拍手)

○議長(石川和夫君) 次に、反対者、19番松山清君。

(19番 松山清君登壇)

○19番(松山清君) 議案第17号、福生市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例について、反対の討論を行います。

今回提案された条例の提案理由は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法に基づくものとしております。

国民保護法は、2003年6月に成立した武力攻撃事態法に基づき制定されました。言ってみれば今回提案された条例の大もとは武力攻撃事態法であります。委員会では審議の中で大変物騒な話がたくさんされているということが先ほど報告されましたが、確かに大変な問題であります。

武力攻撃事態法とは何かといえば、国民にとっては全くとんでもない法律でありまして、この法律は簡単にいえばアメリカが海外で引き起こす戦争に自衛隊を引き込み、その支援活動に罰則付きで国民を動員するという極めて危険な内容になっているものです。

第1に、アメリカの先制攻撃戦略に従って日本が武力攻撃を受ける前から自衛隊や日本国民、地方自治体を動員する仕組みをつくっています。武力攻撃事態法は、武力攻撃などの意味を「武力攻撃とは我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。武力攻撃事態とは武力攻撃が発生した事態、または武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。武力攻撃予測事態とは武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力が、攻撃が予測されるに至った事態をいう」と武力攻撃事態法第2条で規定しています。

武力攻撃予測事態とは、予測されると政府が判断すれば、日本がどこかの国から攻められていなくても米軍の戦争を支援し、国民を動員する体制に移れるようにするための規定であります。

第2は、日本国民、地方自治体、民間組織に対して米軍と自衛隊の軍事行動への協力を強制的に義務づける仕組みをつくったことです。武力攻撃事態法はこの点での三つの具体化を進めることを明記しております。

第1に、国民の生命、身体、財産の保護、国民生活、国民経済の影響を最小限にする措置、いわゆる国民保護法です。それから米軍の行動が円滑かつ効果的に実施され

るための措置、米軍支援法、それから自衛隊の行動を円滑かつ効果的に実施するための措置、自衛隊法の改正です。

これらは一つが切り離されたものではなく、密接な関連を持っております。特に地方自治体や国民、民間への米軍と自衛隊の支援、協力の義務付けが一段と強化されている点が重要であります。

周辺事態法では、アメリカの戦争へ地方自治体や国民を動員することは明記したものの、戦前型の強制動員を危惧する自治体関係者や国民の声を無視できなかったこともあって、協力や依頼という強制力のない現実にとどまっていました。

しかし、武力攻撃事態法や国民保護法では、地方自治体の義務とか、国民の協力を応分に明記するとともに、従わなかった場合の罰則まで規定し、文字どおりの強制規定となりました。

武力攻撃予測事態という概念で周辺事態、いわゆるアメリカ有事と武力攻撃事態、日本有事とをつなぎ合わせることで、日本有事ではない段階から自治体や国民を強制的に動員できる道を開いたのであります。

皆さん、日本は平和憲法9条を持つ国として外交を重視し、武力で解決ではなく、話し合いで解決をする平和外交をしっかり根付かせることを世界に向けて発信をするべきであります。こうした有事法制のもと、地方自治体や国民を巻き込んだ体制づくりのない国政運営の方向を大きく転換することを強く願うものであります。

また、テロの恐れあり、言うならば最もテロの恐れがあるのは横田基地ではないでしょうか。これをなくすことがテロをなくす、テロからの攻撃を受ける最大の保証ではないかと思えます。

以上、いろいろ申し上げましたけれども、私の反対討論といたします。ぜひ議員の皆さんの御賛同をお願いしたいと思います。(拍手)

○議長(石川和夫君) 以上で討論を終わります。

これより議案第17号について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(石川和夫君) 起立多数と認めます。よって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(石川和夫君) 午後1時まで休憩いたします。

午後0時7分 休憩

~~~~~

午後1時 開議

○議長(石川和夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第17、議案第18号、福生市国民保護協議会条例を議題といたします。

本案については総務文教委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願

います。

(総務文教委員長 青海俊伯君登壇)

○総務文教委員長(青海俊伯君) 御指名をいただきましたので、議案第18号、福生市国民保護協議会条例につきまして審査報告をいたします。

(議案審査報告書) 別添参照

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、先ほどの対策本部条例と同じように、そんなにあわてなくてもいいではないかと思っている1人ですが、専門委員の中に幾つか自衛隊の名前が入ってきております。第4条のところに、要するに「国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる」というふうになっているのだけれども、この保護協議会はあらかじめ定められた中に自衛隊が出てくるのですが、これはどういうことなのか伺いたい。

また、とても大事なのは保護協議会条例とさっき言った対策本部条例との相関関係はどのようになってくるのかということと、さらにもう一つは、この協議会はどこで開かれるのか、公開されているものなのか、あるいは傍聴とかというものはあるのか、この三つを知りたいとの質疑があり、理事者より、協議会の自衛隊の関係ですが、協議会は法第40条の4で指定されておりまして、この中から市長が任命するという形になっております。

本部条例と協議会との関係ですが、協議会はいくまでも計画等の諮問、重要なことを決定するというところで、対策本部条例というのは現場部隊といいますか、現に動く部隊ということで考えているところでありまして。協議会ですが、これは原則公開ということで行っていくという形になっておりますとの答弁がありました。

同委員より、つまりこの条例は、二つの条例は順番としては対策本部条例が先に出て、その次に協議会が出た。要するに対策本部を例えば実際に発足させたり発動させたりするというようなことには、保護協議会というのは関係ないわけですか。保護協議会というのはあくまでも対策本部とは独立しているものなのか、それからもう一つですが、独立してあるとすれば、その運営は常時行われるものなのか、それともさっき言った、幾つか例を上げたテロリズムでも構わないですが、それがあつことを前提としてどうしようかということ相談する協議会なのか、それとも事態が発生したときに招集されて、それで協議を行う、だから自衛隊が入っているのですか、この二つの条例の相関関係を知りたいのですが、全然よくわからないという質疑がありました。

理事者より、協議会の関係ですが、いわゆる国民保護法の中で定めてあり、市長が任命するということになっております。したがって、自衛隊の所属する者ということが法律に規定されておりますけれども、それぞれの市町村の判断によりまして委員は決定していく、ですから全部の市町村が、自衛隊の職員が協議会委員に入るかどうか、否か、こういったことはわからない状況であります。

福生市においても今後、委員の選考についてはこういった中から選任をするということになっておりますので、自衛隊に所属する方が委員に加わっていただくかどうか、十分協議する中で委員の決定をしていきたいと考えております。その関係は協議会の

委員に自衛隊に所属する者が委員として加わることができる」と協議会条例の中の自衛隊の位置づけとなっております。

この協議会ですが、対策本部とは丸々離れた独立した組織であり、計画等の重要事項を審議していただくものということで常時運営されているわけではありません。18年度の場合ですと、一応3回ほどの予定をしているところでありますとの答弁がありました。

ここで同委員より、相関関係の有無について再度確認の質疑があり、理事者より「協議会条例」と「国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例」は相関関係があるという答弁があり、さらに協議会関係条例ですが、この法律に基づいて設置をするわけですが、この協議会の設置及び所掌事務というのは規定されております。国民保護協議会については、事務としまして「国民の保護のための措置に関する重要な事項を審議する」という法律に規定があります。

また、18年度には国民保護計画を作成するわけですが、この作成に当たりましては、この協議会に諮問をするということになっており、したがって、今年度予算においても協議会の開催を3回程度予定しており、当初予算に計上させていただいております。18年度の審議につきましては、主に国民保護計画の作成に基づく審議をお願いする予定をしております。

次年度以降ですが、この協議会については常設の協議会ということで次年度以降の協議については、いわゆる重要事項を審議するということですので、国民保護計画に基づく重要な変更、追加、そういったことが当然生ずる可能性がありますから、そういった事項について審議をいただくということになるかと思っております。したがって、国民保護計画とは相関関係は十分出てくるということで御理解のほどお願いしたいという答弁がありました。

同委員より、この二つの条例の関係はどうなっているのか、国民保護法というのは具体的な侵攻を想定してつくった法律なわけで、だとすればこういう協議会を片方だけつくっておいて、こういう対策本部もつくって、その二つはどういう関連になるかとの質疑があり、理事者より、国民保護の関係ですが、福生市については18年度に「国民の保護に関する計画」を作成すると、そういう予定を現在いたしております。既に法律が施行されておまして、国、あるいは東京都、東京都についてはこの3月に国民保護計画ができるという予定であります。

したがって、福生市については計画ができるまでの間、法律に基づきまして国、それから東京都へ連絡があり、そして各自治体、福生市に通知がまいるということになります。本来であれば、計画があれば計画に基づきましてさまざまな措置をするわけですが、計画ができるまでの間については現在ある市の計画、例えば福生市の地域防災計画、あるいは職員のテロ対応マニュアル、そういったマニュアルがありますので、マニュアル等を十分活用する中で国民保護の措置をしていきたいと、そんなふうに考えております。したがって、計画ができるまでの間の事態発生については現在あるさまざまな計画を最大限活用してまいりたいと、そんなふうに考えておりますとの答弁がありました。

同委員より、聞けば聞くほどそんなにあわてなくてもいいではないか、あげくの果ては計画ができるまでの間は在来のさまざまな、既に行っている防災、あるいは対テロの施策で十分間に合うということを考えれば、今あわててこんな国民保護というような形でもって国民統制をおおるような条例を、国が言ったからといってつくらなくてもよくて、来年でも再来年でも、あるいはこの保護協議会の結論が出てからでも十分ではないかというふうに思うし、私はこれには賛成できないということを述べておきたいとの反対の意見が述べられました。

別な委員より、18年度中につくらなければいけないような形の発言があったかと思いますが、この法には確かいついつまでにつくらなければならないという明記はなかったと思います。何で早くつくらなければいけないのかということが不思議な点であるというわけです。

というのは、ほかの自治体と違って福生という特殊な地域であって、米軍横田基地の問題を抱えている自治体であるから、よくよく考えて行動計画なり何なりをつくっていかなければならないと思う。それを考えたときに、なぜ18年度中につくらなければいけないのかという根本的な理由をお聞かせ願いたいとの質疑があり、理事者より、国民保護計画については、東京都から18年度につくりなさいということで指示をいただいているところでありますとの答弁があり、同委員より、要は指示をされたからと、市民の生命にかかわるものはしっかりよく見極めてやっていくべきなのではないのか、都の指示で6万2000人の命をそんなに簡単に決めてしまっているのかと思うのですがどうなのかとの質疑があり、理事者より、6万市民の命はそんなに早く決めていいのかということでございますけれども、またむしろ逆に、これはいつ何が起こるかわからないものですので、なるべく早くつくって、変更等があればまた協議会に諮りながら変更等をしていく必要があるとは思いますが、早い時期に設置して、6万2000市民というよりも、その地域に居住しています国民すべてを守っていくというのが我々の仕事であると思っておりますとの答弁がありました。

さらに同委員より、その中身について、どういったものをつくっていくのかというのが見えないわけで、総務文教委員会資料の中にあって、この計画作成後に議会には報告だけの形になるわけです。中身がどういうふうになっていくのかわからない中で、具体的にどういうふうなものを考えているのか、要は避難の措置をするときに自衛隊の方の協力を得るのかどうなのかというような具体的ところも計画をしていかなければならないのだけれども、中身については白紙で、協議会設置の条例だけでつくっていかうとしているわけでありませう。

中身が担保されていないものを、やはり議員として、市民に負託されているものを簡単に「はい、そうですか」というわけにもいかないと思うのだけれども、具体的にそれはどう考えているのか。

特に気になっているのは、要は「米軍支援法」という法律があるわけで、そのときに、国民保護法が発動されて、国民の保護をしなければいけないという状況の中で、どっちが優先順位が先になってしまうのかということも十分考えなければいけないわけでありませう。

要は米軍は侵害排除というものを第1次的に、それが行われていくわけで、そうなったときに、市民の安全を守るために国道を使おうと思って車で移動しようと思ったときに、そこは使えないという形になるわけです。万が一侵略があって、青梅線を使おうと思って移動しようと思ったら、それは軍のためにそれが使えないという形になるわけです。飛行機も同じわけでしょう。そうなったときに、では具体的にどういうふうにやっていくのだという、そういった保障等の問題とも絡んでくると思う。そういうものを具体的にこれはしっかり決めていかなければいけないのだけれども、この条例1個だけでその中身をはかるには、余りにもちょっと重いのではないかというのが正直な気持ちなわけであります。だから、それをどういうふうに考えているのか、どんなものをやっていくのか、その中で総合的な推進に関する事項という中で、実際に訓練等にかかわってくるわけです。どうもそうらしいというようなモデルケースが消防庁の方から出ているわけで、それにのっとなってやっていくような形になっているわけだけれども、そういうふうになったときにはその辺も具体的にこの計画の中でうたうのだが、でも白紙でわからないでは防災計画上、それでいいのかというところも非常に危惧される場所ではあります。

確かに武力攻撃事態法が起こる可能性は低いとはされているのだけれども、でも危機管理という観点からいけば、それはしっかり想定しているからこそ福生市にはテロ対策マニュアルというものが事前にできているわけで、それをちゃんと説明する責任があると思うのだけれどもどうでしょうか。

でなければ、やはり問題があるのであれば「はい、賛成です」というわけにはいかない、どうなのでしょう、答弁いかんだけれどもとの質疑があり、市長より、今委員がおっしゃったところについてはこういうふうを考えるしかないというふうな、以下答弁がございました。

一つは、防災計画もまさにそうですけれども、国民保護計画についても市町村でつくる国民保護計画というのは、要するに今御審議をいただいております国民保護協議会というところの意見をお伺いをして決定をする計画になると、こういうふうなことであります。したがって、まず一つは、国民保護協議会がない限りはつくれないと、こういうことになります。

では、国民保護計画というのはどんな形のものになるのかということについては、一応東京消防庁から一定のモデルの形は出てきておりますが、それ自体についてはまだ市の中で計画策定のための準備をしていると、具体的に何かをしているということは全くありません。したがって、新年度に入りましてからその計画についての中身を決めていくということになります。決めていった原案が国民保護協議会で審議をされて、そしてその中で要するに方向が、計画の中身が定まっていく、こういうことになります。いずれにいたしましても、新しいことであるので一つのモデルが出されていると、こういう話というふうに理解をしていただきたい。

そういう中で、ではどのような中身になっていくかということについては、基本的に市長が本部、防災もまさにそうですけれども、災害本部をつくるのと同じような対策本部、あるいは緊急事態対策本部というものを市町村の中では主宰をしていくこと

になりますので、そこの計画だという意味で国としては議会に報告はすればという形になっておりますが、私はそれは福生の場合はちょっと違った形でそこのところは処理をしていきたいと、このような考え方をっております。

どのような形にさせていただくかについては、来年度に入りましてから、また少し時間ができてから御相談をさせていただきますけれども、いずれにしましても、協議会がありますから、そこの協議会の中で一定の審議をいただいて、中間的な案でもできた段階で議会の方にまた話をして、御意見を伺っていくというような形の最終的な決定をしていかないと、この問題というのはいけないのだろうという思いをしておりますので、そんな方向での策定の仕方を進めていくということで、この国民保護協議会についての制定については進めていただければありがたい、よろしく願いますとの答弁がありました。

委員より、見えない部分をお願いしてつくってもらうには、それなりの専門知識等というのが必要となってくると思います。そのときの職員の力量等もあるし、ジュネーブ条約等々の問題もあって、自衛隊に保護措置のお願いをしたときに、それはもうターゲットになり得るとい判断材料になると、いろいろのその辺の問題も絡んでくるわけです。ですからジュネーブ条約という視点の中から自治体にあったものをつくっていくのか、ただ単にマニュアルにのっとってつくっていくような形になると、本当の国民保護計画というのできるのかどうなのかというところは一つ問題点になります。

だから、そういう視点でしっかりと福生市の市民を守っていくのだという形のもので、時間がかかってもいいと私は思っているし、それなりの国の方の中でも地方自治体の状況にあわせて緩和措置みたいな方法も一つ方策をつくっているというようなところも法律の中で開かれているところではあるわけです。だから国と合致しなくても必ずしもいい、自治体の方でつくれるという枠組みは持っているわけだから、であるならば広域的な連携等を福生市はよく考える中で、市民の命や権利等を守っていくのかということ具体的に盛り込んでいかないと、危機管理の体制としては問題があるのではないかと思います。

要はジュネーブ条約上に基づくものの観点からつくっていただきたいということと、ジュネーブ条約の中での戦争が起こらないための教育をしっかりやっていってくれということで、その条約の中にうたわれているそれぞれの権利というものがあるのだから、それを市民の方にちゃんとその権利だけは教えていくことを示している条約でもあり、さらに福生市は世界平和宣言都市でしたから、そういうふうな宣言も行っていることを勘案するならば、できる限り有事にならない方策を十分取っていく中で、市民の安全には最大限力を発揮していただきたいということだけ申し上げたいとの意見がありました。

本案に対する質疑はこれで終わりましたが、審査中におきまして反対意見がありましたので、起立による採決を行い、起立多数により原案のとおり可決されました。

何とぞ当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いを申し上げまして、審査報告といたします。ありがとうございました。

○議長（石川和夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

まず、反対者、21番遠藤洋一君。

（21番 遠藤洋一君登壇）

○21番（遠藤洋一君） 御指名でございますので、議案第18号、福生市国民保護協議会条例に関する反対討論を行います。

委員長さんの大変丁寧な報告がありました。その中でも幾つか指摘をされておりますけれども、まず第1番目には、この条例は先ほど起立多数で採決をいたしました議案第17号、国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例との相関関係、あるいは上下関係、あるいはその運用の関係におきまして幾つかの疑問のあるところがあります。

最初に委員長報告の中でも質問があったように、もともとこれは国民保護協議会条例が出てから17号が出るべきものではないかというふうにどうしても思いますけれども、いずれにいたしましても、答弁のほとんどは都から指示がある、あるいは国からということで、この条例に関しては全く我が市の主体性はどこにあるのかという気が非常にするのですね。

我が市の主体性というのは、例えば一昨年でしたか、小川和久さんを招いてテロ対策のわざわざ市民講座みたいなものを行っている。それなりに基地を抱えるまちとしては独自のやはり安全対策や、市民の生命を守る装置を考えてきたというふうに思っているのですね。そのことが市民の皆さんの意識も高まるし、同時に結束も高まっているのではないかと思いますけれども、これにかぶさるようにいわゆる有事法、法制7法案というのが出てきて、むしろ福生は先を走っていたけれども、いつの間にか都の指示で行っていくというような形になっていってしまっているのではないかというふうに思います。

私はそもそも武力攻勢、武力攻撃の事態というのはどういうふうになるかということについてやはり考えなければいけないわけで、これは例えば冷戦構造の崩壊の前でしたらこういうことが言えましたよね。つまりアメリカと当時のソビエトが正面からどんぱちの戦争をする。横田にある、当時は水爆と言われましたけれども――の攻撃司令部があって、そこが指令を出せばどこかのソ連のまちが水爆で焼き払われる、同時に報復もある。そういう大きな戦争を考えていたわけです。

それがいわゆるテロ事件、特にアメリカのツインタワーが壊されてから以降はそうではない。低焦土な戦争という形で行われようになったときに、一体市民をどう守るかということになってきた。そのとき幸い出てきたのが有事法案ということになると思うのですね。そのままのみにして、したがって、我が市でもつくっていくということでいいのだろうかというふうに私は思います。

私は市民の安全や、あるいは市民の財産を守ることは大変大事なことだと思います

けれども、こういった形での国からくるような一本化の形での法案、あるいは一本化の形での保護協議会のようなつくり方にはやはり疑問を持たざるを得ません。

これは先ほどの、ほかの方の前の条例の反対討論にもありましたとおり、今ある戦争というのは本当にアメリカと一緒にやって行う戦争の形なわけですよ。その中に我が国が巻き込まれていくということで、あるいは進んで入っていくという形の中で、残された市民の安全をどう考えるかということは非常に重大なことであります。しかし、この方式では全くそれがなされていないというふうに言わざるを得ないというふうに思っています。

国民を保護する、あるいは市民を保護する形については、もっと私たち全体の力や、私たち全体の知恵を出し合う必要があって、このような条例から生まれるものではないということをはっきり申し上げまして、この条例に対する反対の討論といたしたいと思えます。(拍手)

○議長(石川和夫君) 次に、賛成者、3番田村昌巳君。

(3番 田村昌巳君登壇)

○3番(田村昌巳君) 御指名をいただきましたので、議案第18号、福生市国民保護協議会条例について、賛成の立場から討論させていただきます。

国民の保護のための措置の必要性及び状況は、国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の中で検討いたしましたので省略をさせていただきますが、福生市内を初めとしたこの地域で、住民が安心して暮らせることができるまちにするためには、福生市国民保護計画に基づく国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の必要性が大変重要になってまいると考えております。

福生市民が安全、安心な暮らしを得るために必要な福生市国民保護計画について市長から諮問され、審議し、また今後の計画の変更などを審議していくための組織であります福生市国民保護協議会の設置は、国民保護法に基づく必要な組織であります。市長を初め各行政機関の職員や消防団、消防団長等々の委員となる方々には大変御負担をかけ、責任も重くなるところでございますが、6万1486名の市民の安全、安心のために御尽力いただきますようお願いし、賛成の討論とさせていただきます。(拍手)

○議長(石川和夫君) 次に、反対者、19番松山清君。

(19番 松山清君)

○19番(松山清君) 議案第18号、福生市国民保護協議会条例について反対の討論を行います。

議案第17号の反対討論で国民保護法についての問題を指摘したところであります。計画作成に当たり、国民保護協議会に付議するとされており、計画づくりに大変重要な役割を果たすものであります。

計画をつくる目的は、外国からの武力攻撃や大規模なテロ等からの保護だと本会議資料にも記されているところであります。外部からの万が一の不当な侵略がある場合や、大震災や大規模災害のときに政府や地方自治体が国民の保護に当たらなければならないことは当然のことです。

しかし、有事法制下における国民保護計画は、災害救助における住民避難計画などとは根本的に違うものであります。その違いの第1は、米軍と自衛隊の軍事行動を最優先するための国民動員計画ということです。

政府は有事と災害の国民保護救援計画の相違点は何かとの質問に対して、災害は地方が主導するに対し、有事法制下では国が主導すると説明しています。つまり、有事法制に基づく国民保護や避難の計画は、米軍や自衛隊が主導するところに最も大きな特徴があるというのが政府の見解なのであります。

第2の相違点は、アメリカの戦争に地方自治体や公共機関、その労働者を動員する計画だということです。地方自治体に作成義務が課せられているのは住民避難計画だけではありません。病院や学校、公民館など地方自治体の施設を米軍、自衛隊に提供したり、医療関係者や移送業者などを動員する計画をつくることになります。地方自治体を戦争協力の下請け機関にするのが国民保護計画であります。

第3の違いは、こうした国民保護計画は国民の自由と権利を侵害する計画になるということです。

以上のように、国民保護計画は災害救助における住民避難計画のようなものと思われがちですが、地方自治体に課せられるのは米軍と自衛隊の軍事行動を優先し、国民をアメリカの戦争に動員する計画づくりが中心になるのであります。

政府は有事法制について、日本国民を保護するためにどこの国からか武力攻撃を受けた場合に、日本国民を保護するための法律だと説明しています。しかし、そうではありません。有事法制を巡る国会審議の中で、政府は日本有事のどのような可能性があるのかについて追求を受けましたが、具体的な事例を示すことができませんでした。

歴代政府はこれまでソ連脅威論をふりまいて、日本への侵略の危険をあおり、有事法制の必要性を主張してきました。しかし、ソ連が崩壊して以後の国際情勢の大きな変化の中で、この種の脅威論はもはや根拠も説得力も失いました。

実際、小泉内閣が昨年12月に策定した防衛計画の大綱では、見通し得る将来において、我が国に対する本格的な侵略を起こすような可能性は低下していると判断していると明記しているところであります。

むしろ日米安保条約をもとにしたアメリカ1国との軍事協力の強化こそが日本有事を現実のものにしかねない最大の脅威となります。ですから今、日本政府が強制的に進めている日米戦争協力の道を断ち切ることが日本国民の国民保護にとって最大保障となるわけであります。

今、日本にとって必要なことは、有事法制化の具体化という軍事的な対応で、アジアの緊張を激化することではありません。平和を探究する大戦略を外交の根底にすることが重要であります。

大震災や大災害は人間の力では防げませんが、戦争は外交、政治の力で抑えることができます。有事法制の具体化ではなく、有事を起こさせない外交、平和外交の努力こそが重要だという国民世論を多いに広げ、国の方向が間違った方向にいくことのないようストップをかけるためにも全力をあげていかなければならないと思います。

以上のようなことを申し上げ、地方自治体としてこうした問題に協力することのな

いよう強く申し上げ、反対の討論とさせていただきます。

簡単であります、反対討論といたします。(拍手)

○議長(石川和夫君) 以上で討論を終わります。

これより議案第18号について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(石川和夫君) 起立多数と認めます。よって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(石川和夫君) 日程第18、議案第19号、福生市介護費用等の助成に関する条例を廃止する条例を議題といたします。

本案については市民厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

(市民厚生委員長 大野聰君登壇)

○市民厚生委員長(大野聰君) 御指名をいただきましたので、議案第19号、福生市介護費用等の助成に関する条例を廃止する条例につきまして審査報告をさせていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、今回理屈をつけて40何人かの方に4月1日を期してはっきり切るといふことだが、激変緩和という措置は検討しなかったのかとの質疑があり、理事者より、平成12年度から介護保険制度が、平成15年度から支援費制度が制定され、ホームヘルプサービスやデイサービスの制度ができて、今まで在宅で苦勞されていた方には非常に楽になったのではないかと思う。今回現金給付はなくなるが、その代わりとして現物給付制度ができ、格段によくなっているの制度を廃止するもので、3年間はダブリでやってきたため激変緩和措置をなくしたものである。

さらに同委員より、現物給付ができたからといって、現金給付は非常にプラスとなったわけで、行政として激変緩和の措置は当然取るべきだったと思う。その点では基本的に反対であるとの意見が出されました。

また別の委員より、他の自治体の実施状況はどうなっているのかとの質疑があり、理事者より、この制度は福生市独自の事業で、近隣市は実施していない状況であるとの答弁がありました。

また別の委員より、この条例ができたときは、在宅介護は大変だろうということだいい条例ができたと思った。今回初期の目的が達成されたということだが、現金給付から現物給付に変わって、介護していた人たちは具体的にどう変わったのかとの質疑があり、理事者より、現金給付の際の8000円の使い道はそれぞれ違うと思うが、介護保険や支援費制度ができてからは、ホームヘルプサービスや日常支援を受けてお

り、8000円で有償家事援助サービスを受けるよりもっと大きなサービスになっていると思っていると答弁があり、同委員より、新しい制度ができたからといって、精神的な部分がこれで解決できたとは思えない。説得力のある説明がほしいとの質疑があり、理事者より、高齢者の方の場合には、平成12年度に介護保険制度がスタートしてから、介護されていた家族の方が息抜きにホームヘルプサービスを利用したり、ショートステイをお願いして旅行や買い物、趣味の講座に参加され、軽減が図られてきた経緯があって、唐突に制度を廃止したわけではないと思っている。事務事業評価の中でも介護保険はもういいだろうということになり、それとあわせて平成15年度から、障害者の方の支援費制度ができ、17年秋には障害者自立支援法が成立したことで両制度が整ったことから、18年度から廃止させていただきたいとするものであるとの答弁がありました。

以上のような質疑応答の後、審査中反対の意見がありましたので、起立によりお諮りいたしましたところ、賛成多数で原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いいたします。審査報告とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

まず、反対者、19番松山清君。

（19番 松山清君登壇）

○19番（松山清君） 議案第19号、福生市介護費用等の助成に関する条例を廃止する条例について、反対の討論を行います。

本条例は、平成5年4月から施行されてまいりました。条例第1条では、障害のため日常生活に著しい障害のある高齢者、または心身に重度の障害のある者で介護を必要とする者に対して介護費用の一部を助成することにより、これらのものの精神的及び経済的負担の軽減並びに福祉の増進を図ることを目的とすると記されているわけであり、月8000円とはいえ、介護費用等を負担する者にとっては行政からの大きな経済的支援でありました。

今回、条例の廃止に当たって、介護保険等の実施による現物給付が行われるようになり、初期の目的を達成したことに伴いとしておりますが、現実には介護保険料そのものが重い負担となっており、その上1割負担の利用料が支払い困難で、介護保険そのものを十分に利用にできずいられる方々もおります。市長はこうした実態を知らないはずはありません。第1条の目的が達成されたというような状況では決してないと思えます。

今回の条例廃止は、予算審議でも明らかなように行財政改革と称して市単独の福祉施策をばっさり削減する中の一つであります。他の施策は要綱等での実施であり、条例廃止としての提出はされておられません。条例での支給は本議案になっているもの

だけでありますが、現実には本条例の廃止の裏側には10施策が打ち切りになるという現実があるわけであります。

私はたとえ行政として廃止する場合でも、3年間ぐらいにわたって緩和措置を取るべきであると思います。こうした最小限の措置を取らない今回の条例廃止については反対とするものであります。

以上、簡単であります。討論とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 次に、賛成者、20番清水信作君。

（20番 清水信作君登壇）

○20番（清水信作君） 御指名をいただきましたので、議案第19号、福生市介護費用等の助成に関する条例を廃止する条例につきまして、正和会を代表いたしまして賛成の討論をさせていただきます。

本事業につきましては、平成5年4月から事業が開始されてまいりましたが、その後、社会制度の大きな変化の中で、高齢者に対しましては介護保険制度が平成12年度に創設され、障害者の方々に対しましては平成15年度から支援費制度が開始され、介護のために自由な時間が持てなかった家族が趣味を楽しんだり、旅行に出かけたりすることができるようになり、総体的に居宅での介護は格段に充実してまいりました。

さらに、平成17年11月には障害者自立支援法も公布されまして、法によりサービスが約束される状況になってまいりました。したがって、この事業につきましては初期の目的は達成されたものと考えられるところでございます。

また、市民の方々の多用な要望もある中で、住み慣れた地域で安心して心豊かに生活するために、今後推進すべき課題も数多くあると思われまます。このような中で、現在実施しておりますさまざまな施策について、時代に合った必要性や妥当性を考慮して、見直しを行うことは必要であると思われまます。

福祉行政に携わる関係者一同、高齢者や障害のある方々の立場に立って、心の通う思いやりのある福祉行政をなお一層推し進め、引き続き高齢者、障害のある方々の社会参加の促進や、健康、生きがい対策などの充実を強く要望いたしまして賛成討論とさせていただきます。（拍手）

○議長（石川和夫君） 以上で討論を終わります。

これより議案第19号について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めまます。

（賛成者起立）

○議長（石川和夫君） 起立多数と認めまます。よって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第19、議案第20号、平成17年度福生市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

本案については総務文教、建設環境、市民厚生3常任委員会に審査を付託してあ

りますので、各委員長から報告願います。

まず、総務文教委員長、青海俊伯君。

(総務文教委員長 青海俊伯君登壇)

○総務文教委員長(青海俊伯君) 御指名をいただきましたので、議案第20号、平成17年度福生市一般会計補正予算(第7号)(歳入及び歳出予算のうち総務文教委員会所管分)につきまして審査報告をいたします。

(議案審査報告書)別添参照

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、普通交付税の説明の中で、国の補正予算に伴う調整額の解除という説明がありましたが、調整額の解除についての概要と、前年度との額の比較について教えていただきたいことと、財産収入のところの売払収入1584万4000円と、今説明があったところの、大変大きな金額ですので、内容はどういうことなのか、それと諸収入、雑入のところの説明欄の35、新市町村振興宝くじ助成金というところで、説明の中でオータムジャンボ宝くじの収益金がもとになっているとお聞きしましたが、この収益金が市町村に来るまでの流れについて教えていただきたいとの質疑があり、理事者より、普通交付税の調整額の解除についてですが、普通交付税の額については、毎年各自治体の基準財政需要額と基準財政収入額との差し引きで交付基準が決定される。17年度の交付基準額の合計については、都道府県分、市町村分合わせまして約15兆9446億円でありました。これに対して17年度の国の普通交付税交付総額は予算の関係から約15兆8838億円となっており、交付基準額の全額を各地方自治体に交付するには約608億円ほど不足するため、この結果、各自治体の交付基準額の一定割合が調整額として交付額から減額されたものであります。なお、福生市の減額分の調整額については1396万3000円であり、この額が所得税、酒税、法人税、消費税、たばこ税の増収等によりまして補正予算措置され、復活追加交付されることになったものであります。

また、調整額解除後の17年度の普通交付税の額につきましては、交付基準額と同額の19億5331万8000円となり、16年度交付額と比較しますとプラスの1.4%、2602万1000円の増額となっています。

次に、土地売払収入の内訳ですが、1584万4000円については、内容としては4件あり、廃道敷が3件、それと国道16号線の拡幅に伴う移転の代替地として132.35平米、11万6000円という単価で1535万2600円ということでありました。

諸収入雑入の中の新市町村振興宝くじ助成金についてですが、平成13年度から区市町村の財源不足を補い、自治振興を目的として通称オータムジャンボ宝くじが発売されまして、その収益金は各都道府県の市町村振興協会が定めた基準、オータムジャンボ宝くじにかかる区市町村の交付に関する規定及び要綱に基づき管内市町村に配分されることとなっております。

その流れですが、都道府県には市町村数割、人口割及び売上割により配分されまして、東京都はこれを財団法人東京都区市町村振興協会へその全額を交付し、振興協会

は規定及び要綱に基づき配分額の半分を均等割、残り半分を人口割として算定して各区市町村に交付することになっております。

対象事業としましては、国際化の推進にかかわる事業であるとか、少子化にかかわる事業、これら11項目となっておりますが、これらの中の該当する事業に充当するという形になっておりますとの答弁がありました。

他の委員より、土木使用料の道路占有料が618万9000円ほど減額になっていて、それぞれガスと電気であるというふうな説明でしたが、内訳を教えてください。それともう一つ、他の委員より質問がありました土地売払収入のうちの目白病院の裏あたりの2筆を2人の方にとというのはどういう意味なのか、1人一つという意味なのか、それとも二つのものを2人名義という意味なのか、そこを教えてくださいという質疑があり、理事者より、道路占有料の内訳についてですが、まず主なものとしては管類、ガス管等ですが、減額が約373万円、構成比が約54.6%になっております。それと看板類というのは東電の電柱に巻き付けてある看板がやはり減額になっており、それが約297万円で、構成比が43.5%で、それが主なものであります。

土地売払収入のうちの福生市福生1987番地14番地、15番地、2筆になっており、それぞれが3.94平米あり、それが24万1128円、これをお二人の方に売り払ったということであります。

また同委員より、雑管が373万円、これは要するにこの場合にはガス管という理解でよろしいのか。看板は巻付看板の分との理解でいいのかとの質疑があり、理事者より、管類についてはほとんどがガス管であり、あとは東電の管が一部約5万円入っております。あとは電柱の看板ですが、電柱に巻き付いているもので、添架しているものがあり、両方で基本的に占有料については、看板については1基8800円、それが添架については減免後の金額が1基当たり3210円、巻き付けについては1140円が減免された額ということで、添架については5590円が減免されているということであります。巻き付けについては7360円が減免されているという答弁がありました。

委員より、一般管理費の中で本会議の説明がありましたけれども、職員人件費の中の3節退職手当組合特別負担金3342万円と出ており、これは5人の勸奨退職分だということでしたが、この7号補正は最後の補正になると思いますので、平成17年度の退職者数と勸奨退職の対象者は何名になったのか。それともう一つは、3342万円の特別負担金というのは、5人分といいます。普通退職の手当組合で賄っているわけで、勸奨退職が出るとこういった形の負担金が発生するわけですが、トータルで3342万円ですが、一番多い方と少ない方とわかりやすい説明をしていただきたいとの質疑があり、理事者より、退職手当組合特別負担金の関係ですが、17年度に総体的に見まして退職者は19人、この内訳を見ますと定年が11名、勸奨が4人、普通が2人、死亡が2人ということになります。この補正予算については1月時点の編成ということで、2月に死亡した職員が1人おりまして、その分につきましてはこの補正予算に組み込んでおりません。

したがいまして、この特別負担金の総額については補正をしましたが、9494万3000円というふうな数字になるわけですので、この3342万円を足しましてもそれらにはならないのですが、2月に死亡した職員の1人分については予備費充用ないし流用状況を見ながらそういった形で対応していきたいと考えているとの答弁がありました。

また、特別負担金の最高額というところからいうと、818万5949円となりますとの答弁があり、同委員より、19人退職、死亡2人も含めて19人であって、そのうちの1人、2月に亡くなった方に関しては予備費で充当する方向である。なおかつ19人のうちの2人、死亡なさった方については勸奨退職扱いをしているので、この19という数字になるとのこと。しかし、予算書上は組合特別負担金に関しては4人プラス死亡の1人で5人分のものであると。死亡はその後にもう1人出たのだということで、現在いる職員の数が何人であるかという確認の意見があり、他の委員より、市債元金償還費については補助金により元金を返済するということですが、これまでの経緯について聞きたいとの質疑がありました。理事者より、市債の元金償還分についてですが、この元金償還費に対して歳入である公立学校施設整備資金貸付金償還費補助金については、日本電子電話株式会社の株式の売却収入活用による社会資本の整備促進に関する特別措置法に基づくこれは補助金ですが、国が株式売却収入による国債整理基金資金の一部を活用しまして、公共的な建設事業に対して無利子貸付を行い、あわせてその償還金に対して補助を行うものであります。

この事業の対象となりました第一中学校の体育館建物耐震補強事業で施行の際には、義務教育事業債として948万5000円を14年度に借り入れまして、17年度から19年度までの3年間に約316万円ずつ、100%補助を受け元金を返済する予定でしたが、今回の国の税収等の増によります補正予算措置によりまして、借り入れた元金を一括して17年度に返済するという趣旨のものであるとの答弁がありました。

別の委員より、教育費の中の図書館費ですが、職員人件費の減額については先ほどのお話があったので理解しておりますが、本年度、平成17年7月29日に文字活字文化振興法という法律が施行されております。これは読書環境の向上だとか図書館の整備の必要性を重視すると言いますが、そういう形で17年の7月に施行された法律ですが、18年度予算については予算審査特別委員会の中でインターネット環境の整備だとか、もろもろ図書館の充実があったわけですが、この17年度において図書館の職員の方に対する指導だとか取り組みだとかについて、ソフト面についてこの法律ができたということに対しての行動とかがありましたら御紹介したいとの質疑があり、理事者より、文字活字文化振興法については、基本的には図書館の設置、運用目的と合致するものと考えておりますので、今後、文字活字文化振興法の目的、特にここには読む力、あるいは書く力、言語に関する能力というものを高めていくというための条件整備を求めている法律ですので、図書館としても取り組んでいきたいと思っております。

昨年、取り組みました内容については主催事業として2点あります。1点は一般向けで、「宮沢賢治の詩を読む」という講演会をしております。これは2月19日に実施

しております。また9月6日、15日の2回にわたりまして子どもの読書、特にお母さんたちを対象にしましてお話し会を薦める講座を開設させていただきました。また、読書週間においては図書館の進める本というような展示もさせていただきました。

また、最後に御質問の職員への周知につきましては、東京都、あるいは日本図書館協会からの通知等もいただいておりますので、これを職員に十分周知いたしまして、特に先ほど言いました読書週間のときには10月27日が「活字文化の日」と設定されましたということも説明しまして、今後の喚起を呼びかけていきたいというところですよとの答弁がありました。

別な委員より、教育振興費の中でスキー教室が日帰りになったというような話で、こちらが減額になったというような形で説明があったのですが、要は不満がなかったのかどうなのか、指導の内容等が変わっているいろいろな部分で問題がなかったのかとの質疑があり、理事者より、保護者及び生徒からの不満の声は直接教育委員会には届いておりません。中身のことで、スキー教室にかわる1日の時程を組みまして、所期の目的は達成できたという話は教職員の方から聞いておりますとの答弁があり、同委員より、確認ですが、効率的に行われたというふうに理解してよろしいかという質疑があり、理事者より「効率的に」ということで理解しておりますとの答弁がありました。

以上のような質疑答弁の後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告といたします。ありがとうございました。

○議長（石川和夫君） 次に、建設環境委員長、前田正蔵君。

（建設環境委員長 前田正蔵君登壇）

○建設環境委員長（前田正蔵君） 御指名をいただきましたので、議案第20号、平成17年度福生市一般会計補正予算（第7号）（歳出予算のうち建設環境委員会所管分）につきまして審査報告をさせていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

理事者の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、37ページと39ページの職員人件費、清掃総務費とか商工総務費、土木総務費、道路橋りょう総務費とか職員人件費の精査ということであるが、これをもう少し詳しく、どうして減額になったかとの質疑があり、理事者より、人件費についてはまず17年度の当初予算の時点で、17年1月1日現在で各課に在職する職員をもとに一人一人昇給月、扶養手当、通勤手当、そういったものを積み上げて予算を組んだわけであり、ここではその後の変更として、一番大きな変更としては人件費の給与改定が主であり、それから人事異動、職員が変わるとその間に本俸調整手当、そういったことも変わるので、そういった一連のものすべて精査してここで補正をお願いするとの答弁がありました。

同委員より、これも一つの行政改革の一環として考えていいのかとの質疑があり、理事者より、特に人事異動、給与改定などを含め行政改革の一環と位置づけていると

の答弁がありました。

別の委員より、38、39ページの道路新設改良費のところ、よくわからないので、この財源が移動した理由について伺いたいとの質疑があり、理事者より、これは当初、防衛の第9条交付金の事業を当てて事業をしたわけであり、市道1028号線と東福生駅の上屋の設置工事業にこの交付金を当てたが、事業が確定したことにより減になるとの答弁がありました。

以上のような質疑答弁の後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 次に、市民厚生委員長、大野聰君。

（市民厚生委員長 大野聰君登壇）

○市民厚生委員長（大野聰君） 御指名をいただきましたので、議案第20号、平成17年度福生市一般会計補正予算（第7号）中歳出予算のうち市民厚生委員会所管分について審査報告をさせていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、在宅介護支援センター事業費の運営委託料が218万6000円減額になっているが、この内容は何かとの質疑があり、理事者より、この委託料は社会福祉協議会の職員の人件費で、正規の職員を嘱託化したため218万6000円の減額になっているものであるとの答弁がありました。

別の委員より、老人保健医療特別会計繰出金と介護保険特別会計繰出金の出た理由は何かとの質疑があり、理事者より、老人保健医療は老人医療費が伸びたため今回3200万円の補正をお願いしているところであり、老人保健は基金、国、都、市の負担割合により歳入することになっており、このうち市の負担分360万3000円を繰り出すものである。また介護保健費1727万9000円は介護給付費の増加に伴うもので、介護給付費の積算根拠となる額が当初予算で22億3635万9000円が今回23億7459万5000円となり、ルール分12.5%の差分を増額させていただくものであるとの答弁がありました。

また別の委員より、社会福祉協議会の委託料の減額は、正規の職員が退職したことに伴うものなのか、それとも何かの理由でやめてしまったものなのかを伺いたいとの質疑があり、理事者より、退職に伴うものと、それによる嘱託化の影響によるものであるとの答弁がありました。

さらに別の委員より、児童福祉費の保育所運営委託事業費と保育所運営費の増額の根拠と、保健衛生費の職員人件費で育児休暇の内容を説明してほしいとの質疑があり、理事者より、保育所運営委託事業費は民間保育園8園分の経費で、乳児、1歳児、2歳児、3歳児、4歳以上児という形で児童を受け入れており、年度当初に年齢別の単価が決まっていたものが、年度途中で国の指示で単価改正が行われ、増額となったことから金額が高くなったものである。

保育所運営費は、福生保育園と熊川保育園も同様に保育単価が改正になったことにより増額になったものである。また、保健衛生総務費の職員人件費は給与改定に伴うものと、保健士3名が育児休業をとったことから減額となったものであるとの答弁がありました。

さらに別の委員より、児童福祉費のうち特定財源の振り替えがあるが、内容を説明してほしいとの質疑があり、理事者より、新市町村振興宝くじ助成金800万円を認可外保育所利用者助成事業費に充当し、振り替えをしたものであるとの答弁がありました。

さらに同委員より、新市町村宝くじは単発だと思いが、継続されることはないのかとの質疑があり、理事者より、13年度からオータムジャンボ宝くじを原資としての助成金であり、年度ごとに金額が決まってくるので、これをもとに各自治体で充当先を決定することになっており、来年度、認可外に充当するかどうかはまだ決まっていないとの答弁がありました。

以上のような質疑応答の後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いいたします。審査報告とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより各委員長の報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第20号について採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、各委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第20号は各委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 2時20分まで休憩いたします。

午後2時8分 休憩

~~~~~

午後2時20分 開議

○議長（石川和夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第20、議案第21号、平成17年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案については市民厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

（市民厚生委員長 大野聰君登壇）

○市民厚生委員長（大野聰君） 御指名をいただきましたので、議案第21号、平成17年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして審査報告をさせていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、退職被保険者が増加してきたとのことだが、何人ぐらい増加しているのか。次に、一般会計繰入金が前年よりかなりふえて1億1600万円となっているが、理由を教えてほしい。また、退職者療養給付費が1億400万円増加しているが、その理由は何かとの質疑があり、理事者より、退職者の療養給付費の増加は、平成16年度では退職被保険者数が1カ月当たり平均3355人であったものが、18年1月末現在では3729人となり、1カ月当たり374人、約11.1%の増加となっている。

次に、一般会計繰入金の増加の理由は、歳出中の一般被保険者療養給付費等が大幅にふえている。税率改定による税金の増額を見込んでいるが、平成16年度赤字決算による繰上充用や、繰越金がゼロとなったことなどの影響を受けて今回増額になったものである。

また、退職者療養給付費の増加は、平均人数の増加により、療養給付件数が、平成16年度は1カ月当たり平均5671件となっていたものが、平成18年1月末現在では月平均6315件で、平均件数が644件、11.4%の増加となっており、それが療養給付費増加となったものであるとの答弁がありました。

別の委員より、一般会計の繰り入れは、足りないから入れて終わりという説明であったが、前年の繰上げ充用するときには収納努力をしようと思ったと思う。どんな努力をして収納率はどのくらい上がったのか。また今回、1億1689万7000円を繰り入れして総額幾らになり、全体に占める割合はどのくらいになるのかとの質疑があり、理事者より、10月半ばに収納対策本部を設置し、いろいろと対策を講じている。収納率は2月末現在で昨年より若干上回っており、3月、あるいは出納整理期間もあるのでもう少し様子を見ていただきたいと思います。対策本部も設置して半年ですので、少し長い目で見ていただきたいと思います。将来的には収納率を上げていきたいと考えている。また、繰入金を合計すると6億600万円で、割合は、11.9%となるとの答弁がありました。

さらに同委員より、足りなくなったから一般会計からくださいでは普通の家庭ではあり得ないのだから、こういう収納アップの努力をしたけれど、結果的にはこうなりましたというような前置きをして説明するくらいの認識を持って進めてほしいとの意見が出されました。

以上のような質疑応答の後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いいたします。審査報告とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川和夫君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第21号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川和夫君) 御異議なしと認めます。よって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(石川和夫君) 日程第21、議案第22号、平成17年度福生市老人保健医療特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本案については市民厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

(市民厚生委員長 大野聰君登壇)

○市民厚生委員長(大野聰君) 御指名をいただきましたので、議案第22号、平成17年度福生市老人保健医療特別会計補正予算(第2号)につきまして審査報告をさせていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、医療給付費が伸びて3238万1000円増額となったとのことだが、現時点での医療費給付費の状況を教えてほしいとの質疑があり、理事者より、今回補正をお願いするに当たり決算見込みをしたところ、1月末現在では月平均額は約500万円ほどいるが、今後の決算を試算すると、医療費給付費の請求が3500万円程度下回っているの、今回の補正額で乗り切れる状況であるとの答弁がありました。

さらに同委員より、16年度の決算では平均2億7000万円くらいで、対象者数が5000人程度だったと思うが、この見込みでいくとあと2カ月くらい足したとしても平均で2億4000万円でおさまるのか。また対象者数も5000人を下回るのかとの質疑があり、理事者より、基本的には下回ることになる。また人数は4800人程度を見込んでいるとの答弁がありました。

以上のような質疑応答の後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長(石川和夫君) 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川和夫君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第22号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川和夫君) 御異議なしと認めます。よって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(石川和夫君) 日程第22、議案第23号、平成17年度福生市介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

本案については市民厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

(市民厚生委員長 大野聰君登壇)

○市民厚生委員長(大野聰君) 御指名をいただきましたので、議案第23号、平成17年度福生市介護保険特別会計補正予算(第3号)につきまして審査報告をさせていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、歳出の説明が極めて簡単であったが、見込み額に不足が生じたとのことだが、具体的に例えばどんなことが大幅に伸びたのかももう少し分かりやすく説明してほしいとの質疑があり、理事者より、全体を精査する中で全体的に伸びがあったということで、居宅サービス、施設サービスの部分で伸びがあったということであるとの答弁がありました。

以上のような質疑応答の後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いいたします。審査報告とさせていただきます。

○議長(石川和夫君) 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川和夫君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第23号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川和夫君) 御異議なしと認めます。よって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第23、議案第24号、平成17年度福生市下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案については建設環境委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

（建設環境委員長 前田正蔵君登壇）

○建設環境委員長（前田正蔵君） 御指名をいただきましたので、議案第24号、平成17年度福生市下水道事業会計補正予算（第2号）につきまして審査報告をさせていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

理事者の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、129ページの諸収入の雑入、説明欄1自動車事故等損害保険金の説明を聞きますと、汚水ます浸水の件ということと、131ページの歳出で交通事故賠償金9万9000円、これも汚水ます浸水事故ということだが、保険会社で自動車事故ということで汚水になっているのかとの質疑があり、理事者より、129ページの自動車事故等損害保険金など、あと131ページ交通事故等賠償金という形であるが、この金額について自動車事故等ということで解釈をしていただければと思う。自動車事故等であるので、下水道にかかるものは自動車事故等とか、今回の汚水の事故とか、そういうのも含めているということであるとの答弁がありました。

同委員より、今回の汚水ます浸水事故等で保険で全額保障されるということだが、この結末で、この工事を福生市の指定の工事店も組合とかあると思う。そういったところへこういうことだったということを経験して説明したことがあるのかとの質疑があり、理事者より、今回の汚水事故に関連しまして、市内の業者に対して指導、育成という意味では、そういう事故があったとお互いに情報共有という形が一番適切だと思ふ。この事故の方向づけができれば、今後についてはそういうことも注意を喚起する意味では業者を招集して、その辺の話をしていきたいと思っているとの答弁がありました。

別の委員より、131ページの管渠費の19昭島市残堀2号幹線築造工事負担金の1800万円ほどだが、以前昭島側の工事の副害みたいなことがあった。それと関係あるのかどうか、内容についてお聞かせいただきたいとの質疑があり、理事者より、昭島残堀2号幹線築造工事負担金1837万6000円の増額という形であるが、御指摘のように前回玉川上水を横断するときに玉川上水の河床に影響が出て、そこから浸水したということで薬注をしたという経緯があり、昭島市側に問い合わせたところ、通常の水かぶりといひまして管が埋まっている深さであるが、これが通常、水深の指針などから見ますと1.5倍必要である、そんな形で昭島市の方にも対応している。我々としても安全ということから考えると、そういう対応を、前回とは関係ないところであるが、今回もそういうような事態が出ているということで御理解していただければと思うとの答弁がありました。

以上のような質疑答弁の後、お諮りしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第24号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第24、議案第25号、平成17年度福生市受託水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案については建設環境委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

（建設環境委員長 前田正蔵君登壇）

○建設環境委員長（前田正蔵君） 御指名をいただきましたので、議案第25号、平成17年度福生市受託水道事業会計補正予算（第2号）につきまして審査報告をさせていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

理事者の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、149ページの関係で職員人件費の関係があるんですが、減額になっているということだが、これは行政改革として理解してもよろしいのかとの質疑があり、理事者より、水道会計については給与につきましても給与改定、それからいろいろな扶養がありますけれども、調整手当、扶養手当、いわゆる個人の事由に基づいた減額補正をしている。これは当然行政改革に入るといふふうに思っているとの答弁がありました。

同委員より、今回行革の中で見直しと給与改定というような中で、その辺がよくわからないのであるが、理事者もいろいろな角度から検討されて、こういった人件費の制度見直しというようなことを図っていると思うが、もう一度その点伺いたいとの質疑があり、理事者より、今回のこの減額につきましては、特に給与改定分、人事院勧告に基づきます給与改定分の0.85%のマイナスがこの給与改定の中に含まれているので、こういった部分については当然行政改革の位置づけというような、そんなとらえ方をさせていただいている。それとあと扶養手当についても、手当の中でその対象1000円減額となっているので、こういったことも行政改革の一環というような、そんなとらえ方であるとの答弁がありました。

以上のような質疑答弁の後、お諮りしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第25号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第25号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第25、議案第26号、平成18年度福生市一般会計予算を議題といたします。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告及び質疑を省略することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって、委員長の報告及び質疑は省略することに決定いたしました。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

まず、反対者、19番松山清君。

（19番 松山清君登壇）

○19番（松山清君） 議案第26号、平成18年度福生市一般会計予算について反対討論をさせていただきます。

小泉内閣の進める構造改革路線で、景気は低迷し続け、失業者は300万人近くと依然として高い水準を推移しています。一方、社会的較差がますます進行し、生活保護世帯が100万世帯を超える、就学援助を受ける家庭が急増しているとマスコミでもたびたび報道されています。

また、所得が減少する中で増税が行われ、庶民は厳しい状況にさらされています。特に高齢者にとっては雪だるま方式で負担が急増しています。都政もさまざまな福祉施策の切り下げで、都民生活に負担増を強いてきているわけです。

こうした中で、市政がどれだけ市民の暮らしを守る施策を進めるか、厳しく問われていると思います。3日間の予算審議の結果、私は特に次の3点を指摘したいと思います。

第1には、財政問題であります。本予算は財政調整基金も都市施設整備基金も繰入

せず、その上臨時財政対策債も1億8000万円借入れを控えたもとで編成されているわけです。一方、市税は定率減税の半減で税収は伸びていますが、市民としては所得税増税と市民税増税のダブルパンチであります。

こうした中で市民生活を考えるなら、少なくとも市税増収分を市民生活を守るために活用するといった発想があつてしかるべきではないでしょうか。しかし、財政的には十分対応できる体力があるにもかかわらず、全く顧みれられなかったのではないのでしょうか。このことが一番の問題点だと思います。

さらに、市民には国民健康保険税の4年連続の値上げによる負担増と、介護保険の見直しによる35.8%もの大幅な引き上げなどの負担増が強いられようとしております。特別会計とはいえ全く手立てを取らないやり方はまことに遺憾であると思えます。福生市にはまだまだ、先ほど申し上げましたように、市民負担増を抑えるための財政があるわけです。少しもそうした配慮がないということが第2の問題点であると思えます。

また、行財政改革と称して進められた福祉施策のカットは驚くばかりであります。市の単独施策の多くを中止、縮小するというもので、削減額10施策で3100万円あります。これほど一気に進める必要がなぜあるのでしょうか。

常日ごろ市民との対話を言っている市長といたしまして、対象になる市民に向き合つて、説明して、納得してもらえんと思つているのでしょうか。この背景には極端な財政を縮小しようという市長の財政に対する政治姿勢がみごとにあらわれているのではないかと思います。しかし、市民の生活はこれではたまつたものではありません。このことが第3の問題点であります。

私は削減された施策の復活を強く望むものであります。同時に、本予算規模は額面217億円の予算でありますから、その中には市民の要望を反映した部分もあるということは当然のことだと思います。

最後になりますが、横田基地についてですが、市長は市民の多数の意見を尊重して、米軍再編による基地の強化に反対だときっぱり意思を表明すべきであるということをお願いしまして、私の反対討論とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 次に、賛成者、11番森田昌巳君。

（11番 森田昌巳君登壇）

○11番（森田昌巳君） 御指名をいただきましたので、議案第26号、平成18年度福生市一般会計予算について、正和会を代表し賛成の討論をさせていただきます。

本予算は3月7日、8日、9日と3日間にわたりまして一般会計予算審査特別委員会において慎重に審査された予算であります。

平成18年度の予算編成に当たりましては、市政を取り巻く極めて厳しい状況の中、職員数の見直し、また事業の民営化、指定管理者制度の導入、さらに歳出抑制のための事務事業の見直し、精査が行われ、部単位の枠配分方式や行政改革の取り組み、またその努力によりまして必要な財源が確保され、歳入歳出バランスの取れた予算になっております。

新庁舎建設、拝島駅自由通路の整備事業、福生病院建設費の負担金、三つの大規模

事業に対しまして24億3200万円の予算配分され、また新規事業、レベルアップ事業を見ましても、教育面におきましては小・中学校の防犯カメラの設置、第五小学校の通級指導学級の設置事業、中央体育館等耐震等補強整備などが予定されております。

また、福祉の面におきましても精神障害者の生活支援センターの設置、開設、また乳幼児医療費助成の2歳児未満児童の保護者の所得制限の撤廃、乳幼児ショートステイ事業の開設、また児童手当の枠の拡大などが盛り込まれ、幅広く提案されております。

また、都市基盤整備におきましても既存建築物の耐震改修促進計画の策定や、一中の西側市道30号線の歩道設置事業、二小南側の市道181号線の設置事業が組み込まれております。

また、環境面におきましても容器包装プラスチックの資源化、防災面におきましては防災マップ、洪水ハザードマップの作成、また産業振興におきましても商工会補助金の充実、市民との協働の面におきましては市民活動促進補助金の創設など本予算には各分野にわたりまして新規事業が計画されております。

そして、財源の面におきましても、次世代につけは残さないとの市長の方針から臨時財政対策債の借り入れは、後年度負担を考えまして最小限に抑え、また今後も予定されるさまざまな市の財政需要に備え財政調整基金、都市施設整備基金の取り崩しはゼロとして編成されております。

平成18年度一般会計予算217億9600万円の予算には、厳しい社会情勢や多様化する市民の要望に対し随所に配慮のあとが見られるところであります。本予算の編成作業には大変な御苦勞があったものと思われまます。市民にとりましても納得のいく、歓迎される予算であります。

最後に、行財政改革での財政確保につきましても、さらに厳しい状況が続いていくものと思われまます。今後も市長を先頭に全職員一丸となってさらに行政改革を進めていただき、市民が希望を持って安心して暮らしていけるまち、「やすらぎ いきいき 輝く街福生」を目指し、市民の付託にこたえ、各施策の実行には全力で取り組んでいただくことを要望して、平成18年度福生市一般会計予算に対する賛成討論とさせていただきます。(拍手)

○議長(石川和夫君) 次に、賛成者、16番青海俊伯君。

(16番 青海俊伯君登壇)

○16番(青海俊伯君) 御指名をいただきましたので、議案第26号、平成18年度福生市一般会計予算について、公明党を代表して賛成討論をいたします。

18年度予算は、少子化社会の進展、急速な高齢化社会への突入と厳しい環境の中で新庁舎建設事業、公立福生病院の改築事業、さらにはJR拝島駅自由通路整備の事業予算を除けば約193億6400万円と17年度と比較して約7億8600万円の緊縮予算となりました。限られた財源の中でいかに効率的な行政運営を行い、かつ市民生活に対しては公正、公平の市民満足度を維持していけるかという視点が必要であります。

いかに政府が認めるとはいえ、臨時財政対策債の一層の活用は当然であるとの論もまま聞きますが、それは現在及び将来の福生市政に責任を持つ立場からは生まれてこない発想であり、単に現時点の施策のために将来の負担を増大させるようなことが許されるならば、それはまさにイソップ物語の「ありとキリギリス」の話の世界になってしまいます。

予算編成の可否を判断する物差しは何か、予算規模が適性であるか否か、二つ目は公正公平の面での妥当性、三つ目はむだをなくして行財政改革の努力が真摯に検討されたか、そして将来に向けた展望が市民に示せたかの4点の物差しで18年度予算を審議してまいりました。

ひとり親家庭や高齢者、障害者の一番受益者負担の影響の受けやすい生活弱者と言われる方への従来型の事務事業の見直しが行われました。非常に残念であります、しかしながら、これも最低限の代替事業等によって置き換えられたものと見ます。

総体的な扶助費の増大、児童手当の拡充、乳幼児医療費の2歳未満までの所得制限撤廃、子育て支援センターにおけるショートステイ事業等の開始、ひとり親の就労支援事業などの支援も多く組み込まれました。

また、行財政改革として職員人件費の削減や、市職員共済組合補助金の見直しなど1億5300万円の人件費の削減など自助努力は多いに評価できるものであります。

将来に向けた展望については、中学校の昼食対策についても福生第三中学校のランチルームの開設により市内中学校全校においてランチルームが整備されたこととなります。

また、教育関係では全小・中学校に防犯カメラの設置が実施され、一定の犯罪抑止力としては評価されます。適応教室は開設の効果が既にあらわれており、18年度もさらなる効果が期待できるものであります。

その意味では、厳しい予算編成ではありますが、市民満足度はある程度維持できたと考えております。

これからも市民の付託にこたえる、開かれた透明性の高い行政運営を期待いたしまして、賛成討論を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○議長(石川和夫君) 次に、賛成者、13番田村正秋君。

(13番 田村正秋君登壇)

○13番(田村正秋君) 御指名をいただきましたので、議案第26号、平成18年度福生市一般会計予算について、民主クラブを代表いたしまして賛成の立場から討論をさせていただきます。

平成18年度一般会計予算につきましては、総額217億9600万円であり、久々の大型予算であります。また、ハード面に関しましては新庁舎建設事業、福生病院の建替えに伴う建築費負担金、拝島駅自由通路整備事業など大型の事業が計画されております。

また、行政改革の中では、歳出の抑制では職員給与や人件費の見直し、指定管理者制度の導入、事業の見直し、枠配分方式による予算編成など、また歳入の確保の観点からは財源確保や国庫補助金の積極的な活用など取り組まれております。

この中で主な取り組みといたしましては、教育関係では児童・生徒安全のための小・中学校へ防犯カメラが設置されたり、加美平野球場ネット改良工事や、中央体育館の耐震補強事業などに取り組まれております。

また、さらに福祉面では子育て支援として乳幼児医療助成事業における所得制限の一部撤廃や、精神障害者地域生活支援センター事業、児童手当の対象拡大など、さらに都市基盤面では既存建物耐震改修等促進計画策定、防災マップ、洪水ハザードマップ作成委託、またリサイクルをさらに進めていくための容器包装プラスチックの資源化などを実施しております。また、その他では市民活動促進補助金の創設など多くの事業があります。

このように本予算は厳しい社会状況が依然として続く時代において、新庁舎の建設など今までの長年の計画を実施する予算であり、大変期待しているところであります。

民主クラブといたしましては、平成18年度一般会計予算に対し賛成いたしますので、我々も全面的に市長を応援していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。終わります。(拍手)

○議長(石川和夫君) 以上で討論を終わります。

これより議案第26号について起立により採決いたします。

本案に対する委員会の審査報告書は可決であります。

お諮りいたします。

本案の、委員会審査報告書のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(石川和夫君) 起立多数と認めます。よって、議案第26号は委員会の審査報告書のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(石川和夫君) 3時10分まで休憩いたします。

午後3時1分 休憩

~~~~~

午後3時10分 開議

○議長(石川和夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第26、議案第27号、平成18年度福生市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

本案については市民厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

(市民厚生委員長 大野聰君登壇)

○市民厚生委員長(大野聰君) 御指名をいただきましたので、議案第27号、平成18年度福生市国民健康保険特別会計予算につきまして審査報告をさせていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、保険税収納専門員の派遣事業委託料は新規事業だと思うが、内容を詳し

く説明してほしい。それとやはり新規事業の重複・頻回受診者等訪問指導委託料の内容について詳しく説明してほしいとの質疑があり、理事者より、保険税収納専門員派遣事業の委託は、三位一体改革により東京都から国民健康保険税制度における特別調整交付金の配分基準が示されたところである。内容は、国民健康保険税の収納対策等を行う場合には、東京都主税局OB等滞納整理事務の経験豊かな人材を、財団法人東京税務協会へ派遣要請し、2名を派遣してもらい、国民健康保険税等の収入業務の助言指導を含めた支援により収納率を向上させ、負担の公平性と財源の確保を図るものである。

また、重複・頻回訪問事業のうち重複は、被保険者の方が同一月内に同一疾病で、同一診療科目により複数の医療機関に受診している者が対象となる。頻回は、被保険者の方が同一月内に同一疾病で13回以上受診しているものが対象となる。これらに該当する方をレセプトから抽出し、保健士などにより生活習慣病の改善指導や疾病予防等の訪問指導を行う事業であるとの答弁がありました。

同委員より、収納専門員の方を土曜日や水曜日夜間の開庁日をお願いして対応していただくことはできないか。また重複・頻回指導を行う人はどれくらいいるのかとの質疑があり、理事者より、収納員の2名は毎週平日の4日間の勤務体制を予定しており、ちょっと難しいと思うが、検討させていただきたい。また重複・頻回指導は、新年度から過去二、三カ月前のレセプトの中から200名程度を抽出し、そこから絞り込んで約100名の方を対象として訪問指導していきたいと考えているとの答弁がありました。

別の委員より、歳入のうち保険税の収納率見込みが86.5%となっているが、資料を見ると実績の現年分がコンスタントに下がっており、16年度が83.2%で3.3%も下がっている。もう少し現実に即した数字にしていけないと、全然違ってくると思うが、それとも絶対に集めるのだからという強い決意があり、この数字にしたのか。それから制度改革はどうなっているのか、例えば都道府県がやるという話もあったかどうなのか。国の動き、都道府県の動きがどうなっているのか説明してほしい。また、保険税収納事務専門員は4日間ということだが、勤務時間はどうか、専門員は現実に収納に回るのか、それと委託料920万円だが、市の再雇用と比べてどうなっているのかとの質疑があり、理事者より、収納率は御指摘のとおり決算額に比べて若干高い率になっているが、国民健康保険税も目的税の1つとして他の税と同様、限りなく努力目標として進めさせていただいており、収納対策本部等を中心に予算額を確保するよう努力してまいりたい。また、収納専門員の勤務時間は平日の8時30分から5時15分までとなっており、時間単価は再雇用が1時間1550円となっており、収納専門員は基本派遣料が2500円の消費税込みで2625円となり、1075円の差となっている。また、基本料の中には本来通勤手当として支給されるものも含まれている。次に業務については委託の関係で、派遣の方には徴税吏員証の発行はできないので補助的役割となる。

医療改革等については、昨年12月に政府与党の医療改革制度の構造改革が発表され、本年1月には厚生労働省からこの制度について説明があった。この中では国民皆

保険制度を維持しつつ、安心、信頼の医療の確保として医師の確保、あるいは地域医療の連携体制の構築等が示された。また医療の適正化、医療の抑制の項目では、医療費、診療体系、薬価の3.2%の減、また高齢者の患者負担の見直し、現金給付の見直しがあり、18年10月から出産一時金を30万円から35万円に、葬祭費を3万円を5万円になどの内容がある。そのほかレセプトのオンライン化、高齢者医療制度の新たな創設等がある。もう一つは市区町村保険者再編統合も進めていくこととされており、都道府県単位の広域連合による保健運営となるようである。今後具体的な方策等が示されてくると思うが、その際には議会にも御相談させていただきたいとの答弁がありました。

さらに別の委員より、歳入で税率の引き上げで7600万円の増収となったとの説明だが、一般被保険者の分は予算上2000万円の増収だが、前年度並みの税率だったらマイナスになるのか。全体に所得そのものは落ちていると思うが、前年度税率だったらどうなるのか。それと、退職被保険者の方が5600万円と非常にふえているが、税率アップや年金者控除の税制改正が大きく影響していると思うがどうかとの質疑があり、理事者より、退職者については平成14年の法改正による年齢引き上げで、老健の対象者が国保に加入したため、当時196名くらいだったのが、16年度末で約1100人強ふえておりますので、医療費も相当ふえており、制度改正で年金についても相当影響しているようである。また、前年の税率5.2%で計算すると9000万円ほどの減額となるとの答弁がありました。

同委員は、所得は伸びないのに税率アップで負担額がふえているが、4度目の条例改正で連続値上げが行われ、その条例に基づいて編成された国保の予算については反対するとの意見が出されました。

さらに別の委員より、出産育児一時金と葬祭費は何人分か。それと高額療養費共同事業交付金の内容について説明してほしいとの質疑があり、理事者より、出産育児一時金は1件30万円で180件、葬祭費は1件3万円で277件の予算を計上した。また、高額療養費共同事業交付金は、平成18年度から1件80万円を超えた医療費が対象となり、仮に医療費が100万円かかった場合、高額療養費は20万円となり、その6割が交付の対象となるので、12万円が交付されることになるとの答弁がありました。

以上のような質疑応答の後、審査中に反対の御意見がありましたので、起立によりお諮りいたしましたところ、起立多数で原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

まず、反対者、19番松山清君。

(19番 松山清君登壇)

○19番(松山清君) 議案第27号、平成18年度福生市国民健康保険特別会計予算について反対の討論をさせていただきます。

国保会計は、御承知のように4年連続の値上げによるもとの予算編成であります。被保険者の方々にとって長引く経済の低迷状況の中で、毎年所得が落ち込んでいる中で負担増ですから、ますます負担感は増すばかりであります。

また、国保は現在社会保険に加入しているの方々にとっても、いつ会社が倒産やリストラで失業するかわからない状況にあっては、大変大事な必要不可欠な社会保障であります。ですから本来、政府がきちんと財政的に支えなければならないことは明らかであります。今後、国保の運営が市町村から変わるといたしましても、政府の財政施設が増加しなければ国保税値上げの構図は全く変わらないと思います。

さて、今回、4年連続値上げによって被保険者の新たな負担は7600万円の増となりました。所得税、市民税の増税、介護保険料などの引き上げなどもあり二重、三重の負担となっているわけでありまして。そうした市民への負担増は結局消費支出に大変大きな影響を及ぼすことになるわけでありまして。地域の活性化にとっても結局マイナス作用を及ぼしてくることは間違いありません。

現在、福生市の財政は4年連続の値上げをしなければならないほどの状況ではないわけでありまして。市長1人だけがひたすら緊縮財政論の立場と、行財政改革と称して市民負担をもたらしているのではないのでしょうか。

市長が方向の転換をすることを強く申し上げまして、簡単でありますけれども、反対の討論とさせていただきます。

○議長(石川和夫君) 次に、賛成者、1番加藤育男君。

(1番 加藤育男君)

○1番(加藤育男君) 御指名をいただきましたので、議案第27号、平成18年度福生市国民健康保険特別会計予算につきまして賛成の立場から正和会を代表いたしまして討論をさせていただきます。

国民健康保険制度は、急速な高齢化社会の到来等によって厳しい運営を迫られております。国民皆保険を目指して昭和34年に国民健康保険法が施行されて以来40年余りを経過してくると、実情にそぐわないさまざまな問題が露呈してきております。

そもそもこの国民健康保険制度は発足当初から財政基盤が脆弱であるとともに、医療費も毎年度確実に増加してきており、財源不足を補うためやむを得ず一般会計から繰り入れを行ってきた経緯があり、各地方自治体とも非常に苦慮するところとなってきました。

福生市においても、市民の急速な高齢化等により医療費は毎年右肩上がりに上昇しているところであり、財源不足は一層深刻となり、一般会計からの繰り入れが増加傾向にある状況であります。

しかし、一般会計の財源には国民健康保険に加入していない市民の方々の税金も含まれており、無制限に一般会計から繰り入れすることは、負担の公平の観点からも国

民健康保険に加入していない方の合意を得ることは到底できないものであります。

当市は平成18年度当初予算で一般会計からの繰入金6億2100万円を計上しております。これを市民1人当たり換算いたしますと約1万90円となりますが、さらにこの繰入金とは別に一般会計で国民健康保険事業にかかわる経費を1億円以上も計上しており、実質的な繰入額はさらに増大しております。

繰入額は前年度当初予算に比べ1.3%減となっておりますが、これは平成18年度に国民健康保険税を平均約6.0%の改定を行う決定であります。一方、保険給付金の予算額は対前年度比で9.6%と大幅に伸びており、国民健康保険税の改定がその伸びに追いつかない状況となっております。このような財政状況の中で、ここ数年保険税を改定せざるを得ない状況となっております。

国民健康保険税の改定は、被保険者の方々にとって、長引く経済の低迷状況の中の負担増は大変厳しいと思っておりますが、市民の方々にこのような現実を十分御説明し、改定についての御理解をいただくことが不可欠と考えます。

現在、厚生労働省では医療保険制度の安定的運営を図るため、医療保険制度の保険者の再編や統合等を含め抜本的な施策を検討していると聞いております。しかし、改正に向けてのその方向性が見えない中、我が市にとってこの平成18年度の国民健康保険特別会計予算は厳しい財政状況や、今後の制度改正の不透明な中で財源確保に最大限努力して再編されたものと判断いたします。

これからの国民健康保険の運営に当たっては、健全な運営を目指して国民健康保険税の収納率の向上を図り、公平、公正な滞納整理と収納努力を行うことを要望いたします。

さらに、現在行われている高齢者の筋力トレーニング等を初めとする市民の方々の健康増進にかかる積極的な施策を増進すること及び国や都に対する補助金等の増額要請など、なお一層努力されることを重ねて要望いたしまして、平成18年度国民健康保険特別予算に対する賛成の討論とさせていただきます。

どうもありがとうございました。(拍手)

○議長(石川和夫君) 次に、賛成者、15番羽場茂君。

(15番 羽場茂君登壇)

○15番(羽場茂君) 御指名をいただきましたので、議案第27号、平成18年度福生市国民健康保険特別会計予算について、公明党を代表いたしまして賛成の立場から討論をさせていただきます。

増大する医療費と被保険者の増加により大変厳しい運営を強いられていると認識しております。担当の方々の御努力、大変だと思えますけれども、この国民健康保険制度は言うまでもなく退職後は基本的にすべての市民の方が加入することになる、市民の健康を守る最後のとりでとなっております。

この会計を健全に保つということが本当に大事なことになってくるわけでございます。ここ4年間、保険税の増額が行われておりますけれども、この18年度予算における保険税の増額によりまして、一般会計繰入金の保険税収入に対する割合は38.36%で、前年度の同40.8%からは2%ほど抑えられております。

一方、保険税収入の保険給付費に対する割合は、17年度の49.87%に対して18年度では47.7%と2%低下しており、増大する医療費に対しては保険税の値上げ率は抑制されているという形をとっていると言えます。

しかしながら、年々の収納率の低下があらわしているのは、やはり負担の厳しさの影響があると思われます。これは例えば原因の一つに、前年の収入に対する課税が現時点での収入、あるいは暮らしぶりと一致してないことがあったり、さまざまな個々の市民の方々の状況があるはずでございます。

18年度も収納、大変厳しいことが予想されますけれども、いかにして収納するかという発想だけではなくて、個々の市民の方々の状況をとらえる中で、市民の置かれている状況を把握し、総合的にどのような対策をしていけばよいかという新たな発想をすべき年になるかと思えます。この点がなければ単なる制度運営に流された格好になってしまうと思えます。市民生活の改善策、担税力を高め、健康を増進する、この改善策を見つける機会としていかなければならないと思っております。

この国保会計は、収入と支出の板ばさみの中で、以前はどちらかといえば対応に追われ続けていた、こういう感がございます。しかし、ここでいかにして医療費の抑制を図るかという施策ができてきたわけでございます。

この国民健康保険の会計を見ますと、いつもこの増大する医療費と、そして何とか、保険税をどうやって集めるか、そしてまた一般会計からどうやってお金を集めるかという、その悪循環がずっと続いてきたというふうに思われます。

これに対して、やはり健全財政をしている長野県の佐久市のような、こういった制度にならないかというのが非常に問われていたところでございます。ここで福生市も「健康ふっさ21」を初めとする健康増進対策を果敢に検討開始されたのは大変な英断と評価できるものでございます。

18年度の繰入金の抑制は、税の値上げを伴うものですから、断腸の思いではありますけれども、その分健康増進策の原資を確保していると考えられるところでございます。

行く行くは総合的な医療の改革、健康の改革、そして生活基盤の改善、そして最後のひいては健康保険税の軽減というところまでもっていく、そういった対策をする年でございます。もしここで何も行わず、また中途半端な実行の上がないものに終われば、この悪循環をまた繰り返してしまうだけになってしまうと思えます。これだけは絶対に避けなければならない時点に差しかかっていると思われます。18年度はそのスタートの年としていただきたいと思えます。

さまざまな医療制度改革、広域の統合などいろいろな変化があると思えます。その正念場になると思えますけれども、この予算を市民の皆様にご理解いただきながら、何としても健全財政への道を切り開く基盤をつくる1年としていっていただく決意と努力をお願いし、賛成討論とさせていただきます。(拍手)

○議長(石川和夫君) 以上で討論を終わります。

これより議案第27号について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(石川和夫君) 起立多数と認めます。よって、議案第27号は委員長の審査報告書のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(石川和夫君) 日程第27、議案第28号、平成18年度福生市老人保健医療特別会計予算を議題といたします。

本案については市民厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

(市民厚生委員長 大野聰君登壇)

○市民厚生委員長(大野聰君) 御指名をいただきましたので、議案第28号、平成18年度福生市老人保健医療特別会計予算につきまして審査報告をさせていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、老人保健医療の収入は支払基金、国、都、市の繰り入れの四つで、18年度から医療費にかかるこの負担割合が変わると聞いたが、負担割合は今後どうなるのかとの質疑があり、理事者より、平成14年10月の制度改正により、改正前は医療給付費に対して支払基金が70%、国、都、市の合計で30%となっていたが、改正後は5年間で双方の割合を毎年4%ずつ引き上げ、引下げして、最終的に50%・50%することになる。18年10月から医療給付費等に対し支払基金が50%で約12分の6、国、都、市の公費負担割合が50%で12分の6となることから、公費負担の割合はルールで行くと国が12分の4、都、市がそれぞれ12分の1となるとの答弁がありました。

さらに同委員より、この割合は今後どうなるのかとの質疑があり、理事者より、今後については老人医療制度の改革等もあるが、19年度はこのままでいくと考えていくとなるとの答弁がありました。

以上のような質疑応答の後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ当委員会の報告の通り御決定くださいますようお願いいたします。審査報告とさせていただきます。

○議長(石川和夫君) 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川和夫君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第28号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川和夫君) 御異議なしと認めます。よって、議案第28号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(石川和夫君) 日程第28、議案第29号、平成18年度福生市介護保険特別会計予算を議題といたします。

本案については市民厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

(市民厚生委員長 大野聰君登壇)

○市民厚生委員長(大野聰君) 御指名をいただきましたので、議案第29号、平成18年度福生市介護保険特別会計予算につきまして審査報告をさせていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、平成17年度の要支援から介護度5までの人数と、18年度の予定数を教えてほしい。また、利用料負担と介護保険料滞納者の利用制限はどのようになっているのかとの質疑があり、理事者より、最新の2月分では要支援が117名、要介護1が516名、要介護2が256名、要介護3が229名、要介護4が189名、要介護5が133名で、合計1440名となっている。18年度の計画数は要支援1から要介護5までで1625名となっている。次に利用者の負担は基本的に1割であり、利用制限については滞納の期間より制限が決まっており、場合によっては償還払いを行う形もあるとの答弁がありました。

さらに同委員より、介護保険料の滞納者は、滞納の期間によって利用制限があるとのことだが、内容を説明してほしい。また、今後はどのようになるのかとの質疑があり、理事者より、滞納者の利用制限については、1年以上は費用の全額を利用者が一たん負担して償還払いとなる。1年6カ月以上の場合は、介護給付の一部または全部を一時的に差し止めにする。さらに2年以上の場合は、利用者負担が1割から3割に引き上げられたり、高額介護サービス費の利用ができなくなることになっている。この制限は今後も同様の取り扱いとなるとの答弁がありました。

別の委員より、包括的支援事業について詳しく説明してほしい。それと介護予防特定高齢者施設事業をやることになっており、予算は60人となっているが、実際の想定人数はどのくらいか。また、どのように選んでいくのかとの質疑があり、理事者より、地域包括支援センターは社会福祉協議会から派遣してもらう社会福祉士1名、保健士1名、主任ケアマネージャー等が業務を行うことになり、社会福祉士は総合相談、支援や、高齢者虐待防止ネットワークの構築など権利擁護関係なども担っていただきます。保健士は介護予防ケアマネジメントという新しい制度に基づき、介護予防ケアプランの作成、介護予防サービス、介護予防教室などの業務や、在宅介護支援センター基幹型から引き継ぐ業務などを担っていただく。また、主任ケアマネージャーは地域ケアの支援、総合的な調整関係と関係機関との調整をコーディネートする業務

を担っていただく。次に、介護特定予防特定高齢者事業の筋力向上トレーニング201万6000円、口腔機能向上指導委託料58万8000円、低栄養改善指導委託料58万8000円については、介護事業専門の業者に委託して実施する予定で、筋力向上トレーニングでは多機能マシンを使って健康運動指導士などに指導してもらうもので、1回50万4000円を年4回で合計201万6000円となっています。口腔機能向上の指導委託料は1回当たり週2回で3カ月間を合計4回実施するもので、58万8000円を計上している。また、特定高齢者の人数は412人としており、希望者が多い場合は予算の中で対応する方法もあるので、動向を見ながら対応したいとの答弁がありました。

同委員より、地域包括支援センターの設置場所はどこか。ここが一手に引き受けの形になると思うが、なかなか対応してもらえないなどの心配はないかとの質疑があり、理事者より、地域包括支援センターの場所は、介護福祉課内で高齢福祉係と一緒に4月1日からスタートさせていただきたいと考えている。とにかく初めてなので一生懸命やらせていただき、公正、中立を図るため、役所が中心となってやらせていただきたいと考えているとの答弁がありました。

さらに同委員より、役所がやることは非常によいことだと思う。初めてのことで、しっかり取り組んでほしい。ただ、最終的に介護保険条例と同様に反対させていただきますとの意見が出されました。

別の委員より、介護予防マネージャーの資格はどうなっているのか。また配食サービスは現在どのくらいあるのか。今後の見通しはどうか。それと配食サービスの対象者は介護予防特定高齢者の412人が対象となるのかとの質疑があり、理事者より、主任ケアマネージャーの資格は東京都の一定の講習を受講した方である。配食サービスについては全体で6800食を予定しており、要支援にならない方も対象に幅広く考えているとの答弁がありました。

委員より、福生市は地域包括支援センターを1カ所設置することになっている。地域によっては何箇所か設置するところもあるようだが、1カ所にした理由は何か。また、在宅介護支援センターは現在何カ所あるのか。そことの関係はどうなるのかとの質疑があり、理事者より、地域包括支援センターは人口2万人から3万人に1カ所という国の基本的な考え方があるが、福生市の場合は地形的にみても1圏域で十分対応できるということで1カ所とした。また、在宅介護支援センターは基幹型1カ所、地域型3カ所となっており、今回の見直しで基幹型は廃止し、地域型も機能の見直しをする予定であるとの答弁がありました。

また別の委員より、保険料の収納率が97%と前年の98%より下がっているが、どういう理由か。それと国保や年金からの天引きもあると思うが、その辺のところを説明してほしい。また、配食サービスの関係で6800食をどのようにやっているのか具体的に説明してほしい。申し込んでもなかなか順番が回ってこない人もいるので現状を説明してほしい。それから一時借入金償還利子が11万4000円で、財政安定化基金償還金4450万円となっているが、このベースはどこにあるのかとの質疑があり、理事者より、保険料の収納率については現年分保険料の内訳が特別徴収は、

これは65歳以上の方で、年金の天引きの方が比率で80.4%、普通徴収が19.6%となっており、昨年度の収納実績を計算したところ97%であったため、収納努力も含めましてこの数値を設定させていただきました。

次に、配食サービスについては配食ボランティア110名、運転ボランティア15名の方で、市内の公共施設12カ所を拠点として水曜日と金曜日に実施している。配食サービスを申し込んでお待ちになっている方はいないと把握している。

次に、一時借入金利子11万4000円は、積算の利率が0.01375、期間30日の想定で積算している。財政安定化基金償還金は、平成16年度5150万円の借入れ、17年度8200万円の借入れが第2期合計で1億3350万円となっており、18年度から20年度までの3年間の均等償還で4450万円となっているとの答弁がありました。

さらに同委員より、収納率については前年実績にしたとのことだが、国保の場合はずっと86.25%できているのになんで介護保険だけ下げなければいけないのか、もう少し詳しく説明してほしい。それと配食サービスは何人なのか説明してほしい。また、18年度の歳入で財政安定化基金貸付金があるが、その辺を再度説明してほしいとの質疑があり、理事者より、収納率についてであるが、介護保険の場合は標準給付見込額をもとに保険料を算定することになっており、収納率を何%にするかで保険料額が決まってくるため、実態にあった数値で逆算して積算したところである。ぜひこういった事情のあることを御理解ください。

次に、財政安定化基金償還金は第2期で借入れたものを18年から20年度までに均等償還するもので、歳入の財政安定化基金貸付金は新たに18年度に保険料不足分として借入れるものであり、この償還は平成21年度から23年度に行うことになる。次に、配食サービスの件数は一定していないが、1回70から80食となっているとの答弁がありました。

さらに同委員より、収納率のことではこれがベースになるわけだが、貴重な年金から天引きされているのだから、収納努力をする方が先だと思う。もっと努力してもらいたいとの質疑があり、理事者から、今後とも収納努力に努めてまいりたいとの答弁がありました。

別の委員より、地域包括支援センターの経費は全部人件費とのことだが、このほか権利擁護事業費や包括的、継続的マネジメント事業の負担金も含まれているのかとの質疑があり、理事者より、社会福祉協議会からの派遣職員の人件費は、地域包括支援センター事業費負担金214万5000円と、権利擁護センター事業費負担金718万3000円、それと包括的・継続的ケアマネジメント事業費負担金833万9000円で、合計1766万7000円を人件費として特別会計で計上しているとの答弁がありました。

以上のような質疑応答の後、審査中反対の意見がありましたので、起立によりお諮りいたしましたところ、起立多数で原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いいたします。審査報告とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

まず、反対者、19番松山清君。

○19番（松山清君） 議案第29号、平成18年度福生市介護保険特別会計予算について反対討論をさせていただきます。

介護保険につきましては、日程第9、議案第34号の介護保険条例の一部を改正する条例についての反対討論をさせていただきましたが、その問題点が具体化されたのが本予算であると思います。

確かに今、多くの方が介護を必要としており、介護保険を利用しております。なくてはならない制度であります。だからといって計算で出てきた数字をそのまま当てはめたようなものであってはならないと私は思います。

市は独自の保険料や利用料の軽減策というようなものをするのは当然であり、そうしたものがなければなりません。少なくとも予算に計上してある財政安定化基金償還金4450万円を一般会計で負担することができないはずはないと私は思います。

地方自治体として、国が決めた施策だけというのでは、みずからその役割を捨ててしまうということになるのではないのでしょうか。言ってみればもう少し人情味のある介護保険をと願わずにはおられません。

いずれにいたしましても、この予算は介護保険条例の一部を改正する条例に基づく予算であり、反対とさせていただきます。

以上、簡単でございますが、反対討論とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 暫時休憩します。

午後3時51分 休憩

~~~~~

午後3時53分 開議

○議長（石川和夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4時10分まで休憩いたします。

午後3時53分 休憩

~~~~~

午後4時10分 開議

○議長（石川和夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（小林議会事務局長報告）

1、市民厚生委員会審査報告書の正誤について（別添参照）

○議長（石川和夫君） それでは、そのようにひとつよろしく願いいたします。

それでは次に、賛成者、4番増田俊一君。

（4番 増田俊一君登壇）

○4番（増田俊一君） 御指名をいただきましたので、議案第29号、平成18年度

福生市介護保険特別会計予算につきまして、正和会を代表して賛成の立場から討論をさせていただきます。

まず初めに、本予算を見てみますと、第3期介護保険事業計画による介護保険料の基準額や、介護保険給付費の見込額などをもとに予算の総額を25億8433万5000円とし、前年度比13.3%の増と編成されております。

歳入面では、介護保険料の改定による増加が見込まれており、介護保険料については今後3年間の介護サービス見込量や、介護給付見込額などをもとに設定された保険料基準額4593円が基本となりますが、現行の保険料基準額と比較して1210円、35.8%の大幅な増となっております。

厳しい社会経済状況が続く中での保険料の負担増となるわけですが、福生市地域福祉推進委員会の答申を踏まえての保険料の改定でありますので、答申を尊重することからも、今回の保険料改定はやむを得ないものと思われまます。

ただ、そこで気になりますのが収納率についてでございます。現年度分を97%と前年度より1ポイント、滞納繰越分では20%と前年度より5ポイント低く見ており、介護保険料は歳入の根幹をなす重要な財源だけに気になるところでありますが、収納課、介護福祉課と共同で改正された介護保険制度の説明を含めての収納相談に昼夜臨戸訪問を実施し、保険料の確保を図っていくとのことでございますので、今後その成果を期待するものでございます。

一方、歳出面でございますが、その中心となります介護給付費は24億5012万6000円、前年度比9.6%の増となっております。本年度より新たに地域支援事業として介護予防が必要な特定高齢者を対象に筋力向上トレーニング事業、口腔機能向上事業、低栄養予防事業を実施し、介護給付の抑制を図っていくことであり、それらの効果を期待するものであります。

このようなことから、本予算は歳入歳出とともに精いっぱいのがんがれが伺われるところであり、評価したいと思います。

最後に、近い将来、団塊の世代の人たちが65歳以上となり、高齢者人口が急増するといった人口構造の急激な変化が予測され、それに伴い要介護認定者、あるいはサービス利用者も増加していくものと予想されます。まさに福祉の質が大きく変化し、市民生活に直接かかわる行政の力量が問われる時代でございます。

介護予防に重点を置いた第3期介護保険事業の運営に当たりましては、被保険者を初め市民の皆様への十分な周知はもちろんのこと、大事なことはサービス利用者への立場に立って取り組んでいただくことではないかと思ひます。

職員の皆様の一層の御努力を期待し、市民の皆様によりわかりやすい事業運営を進めていただくよう要望して賛成討論とさせていただきます。(拍手)

○議長(石川和夫君) 次に、賛成者、16番青海俊伯君。

(16番 青海俊伯君登壇)

○16番(青海俊伯君) 御指名をいただきましたので、議案第29号、平成18年度福生市介護保険特別会計予算について、公明党を代表して賛成討論をいたします。

介護保険の基本理念は、住み慣れた地域で安心して心豊かに生活できることを目指

しております。そのために毎年度の介護保険特別会計では創意工夫をしながらその理念をどこまで体系できるかが課題となっております。

しかしながら、2007年問題を待つまでもなく高齢社会に入り、既に福生市内の高齢化率は18年度で17.5%になろうとしております。このような環境の中で18年度は介護保険料の大幅な改定により基準額が月額4593円となり、市民の負担感は相当高いと考えております。

これだけを見ればもろ手を上げて賛成というわけにまいりませんが、しかしながら、所得段階を従来の5段階から6段階へと負担増を感じる低所得の方への配慮がなされ、緩和策を講じられました。制度を守っていく立場からやむを得ない改定と考えております。

その受益者負担増をかんがみて、介護予防施策の充実を図ったことは多いに評価されます。新設される地域包括支援センターの役割は非常に大きなものであり、新予防給付のマネジメントの効果が多いに期待されるものであります。

地域により密着したサービスの提供と、運動機能向上、栄養改善、口腔機能の向上など新メニューの導入、充実により今までの発想から大きく転換した事業が行われることを期待したいと思っております。市民はこの市民の負担増を実感する分厳しく介護保険制度の運用を見つめていることを肝に命じておくべきであります。

その意味で予算には賛成いたしますが、ここで一言申し上げておきます。本来ならばいかに事業計画であり、地方自治法96条の議案議決事項に該当しなくても、当初予算に重要な影響を与える介護保険事業計画第3期を議会に説明することもなく、いきなり予算案に具体的数字として計上するという方法は、合意形成を旨とする市長の考えにもそぐわない方法と言わざるを得ません。まことに残念なことであります。

願がわくば18年度予算に計上された介護予防事業が、お一人お一人の高齢者の皆さんの生活向上につながっていくことを切に願いまして賛成討論を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○議長(石川和夫君) 以上で討論を終わります。

これより議案第29号について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(石川和夫君) 起立多数と認めます。よって、議案第29号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(石川和夫君) 日程第29、議案第30号、平成18年度福生市下水道事業会計予算を議題といたします。

本案については建設環境委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

(建設環境委員長 前田正蔵君登壇)

○建設環境委員長（前田正蔵君） 御指名をいただきましたので、議案第30号、平成18年度福生市下水道事業会計予算につきまして審査報告をさせていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

理事者の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、142ページの歳入の2番目の使用料及び手数料6256万9000円増額になっているが、説明では昨年7月から値上げをしたからということだが、6256万9000円ふえるかについて伺いたいとの質疑があり、理事者より、使用料の6256万9000円の増額につきましての内訳ということであるが、説明欄1に現年度分、滞納繰越分、下水道施設占用料という形の金額がある。現年度分の1億701万8000円は、当初17年度の決算を見込みまして、一般水は料金の値上げによる配水量の抑制を考慮しまして使用料は257万8467円の増額、基地の使用料は前年度に比較して6184万6917円の増額となり、滞納繰越分につきましては17年度収入未済額を1093万8372円と見込みまして、12年度分の不納欠損額70万円を控除いたしまして、その控除した金額は1023万8372円ということで、収納率で75.1%見込ませていただき、768万9017円を計上している。これは福生市の行政財産使用条例に基づきまして近傍価格、あるいは評価額が今年度は6円下がっておりますので、金額的には1万1000円下がっている。以上をトータルすると6256万9000円という形になる。そういう形で積算をしているとの答弁がありました。

同委員より、一般家庭では257万円が値上がりということだが、平均的な家庭で1カ月昨年と比べて幾ら上がるのかとの質疑があり、理事者より、1カ月当たり通常御家庭で50トン使うと1カ月で220円増加するとの答弁がありました。

別の委員より、18年度については大きな事業が大体終了して、だんだん普通の会計になってくると思うが、この中で例えば公債費が11億円、これが何年くらいでどのようになって、通常のルーチンワークになれば下水道の収入が大体賄える会計になっていくのか、今後大きな整備計画とかがなければ、どのような形で何年後にはどうなるという見通しについて伺いたいとの質疑があり、理事者より、公債費など今後の考え方という御質問だと思うが、起債の償還ピークは13年度に110億1136万円という形でピークを過ぎまして、基本的には17年度末には94億3972万5000円という形で、17年度末で起債額の未償還金が残るわけである。基本的にはこれを何年間かけてお支払いをしていくかということで、大体18年度では11億円程度の公債費に当てている。これがやがて20年度ではまだ10億円を切らないが、22年度になると公債費の返還が10億円を切る。しかし、まだ50%ぐらいの公債費が残っていくのかなという形です。縮減する中で下水道の健全な会計を図っていきたいという考えであるとの答弁がありました。

別の委員より、そうすると一般会計繰出金がほぼゼロに近くなるにはどの程度と見込まれるのかとの質疑があり、理事者より、基本的な考え方であるが、雨水は公費、汚水は受益者負担ということで使用料で賄うということである。いずれにしても、まだ雨水で償還があるので、償還に当てるお金が当然後年度負担として残るので、今は

6億7000万円であるが、これが20年になると5億円台、22年度になると3億円台というような形で、公債費繰入金が下がってくる傾向である。雨水が残っているということで維持管理費も出てくるので、これは少し時間的に繰出金はまだ必要になってくるのかなとの答弁がありました。

また別の委員より、151ページの管渠費のところ、19の昭島市残堀2号幹線築造工事負担金6525万8000円とあるが、この工事はいつごろ完成して、今後どのくらい工事費がかかるのか。それから、その下の雨水浸透施設設置助成金ということで150万円あるが、先ほど15棟分を想定して決めたと言われたが、17年度の実績か何かで決めたのか、その根拠について伺いたいとの質疑があり、理事者より、この工事については昭島市へ施設の建設と、また維持管理費に関する執行管理を昭島市に委託をして現在進めている。そして、26年度には福生市の工事を終了させるということで、福生市の金額があとどのくらい残るのかということで、4億8000万円ぐらいは福生市の負担として残るのかなとの概算額である。

雨水浸透ます関係であるが、雨水浸透ますについては今年度は15棟という形で計上しているが、これは1棟に大体4カ所程度つけるということで、掛け算すると60カ所分みている。これは水を地下に還元するというので、今回地域交付金制度で国から補助金をいただいているので、45%、67万5000円いただいております、これは国の目的にしたがって福生市も対応していきたいという考えであるとの答弁がありました。

以上のような質疑答弁の後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 暫時休憩いたします。

午後4時30分 休憩

~~~~~

午後4時32分 開議

○議長（石川和夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第30号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第30号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~  
○議長（石川和夫君） 日程第30、議案第31号、平成18年度福生市受託水道事業会計予算を議題といたします。

本案については建設環境委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

（建設環境委員長 前田正蔵君登壇）

○建設環境委員長（前田正蔵君） 御指名をいただきましたので、議案第31号、平成18年度福生市受託水道事業会計予算につきまして審査報告をさせていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

理事者の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、185ページ、業務費の中での19節の一般会計管理経費負担金515万7000円とあるが、この515万7000円がどこに入っているのかということ調べてみたのですけれども、180ページの管理費の中に入っているのかなと思うのですけれども、この間の予算特別委員会のときに雑入のところで受託水道事業管理経費負担金515万7000円とありました。どういうわけでここに載っているのか、こちらにも含まれているのか、この180ページにもこの管理費が入っているのか、そのところを説明してとの質疑があり、理事者より、受託水道事業の管理経費負担金515万7000円であるが、この負担金につきましては一つは都市建設部の人件費の一部負担333万5000円、給与計算分として39万9000円、それと検査事務の負担金として116万9000円であり、それから財務会計負担金として25万4000円、合計が515万7000円になっている。それを一般会計の方へ繰り出しているとの答弁がありました。

別の委員より、直接予算の数字のことではないが、福生市の水道について基本的なところ、考え方についてお聞かせいただきたい。今あちこちの地域ブランド水が売られている。かなりの消費量だそうだ。そういうことについて水道への影響というか、福生市の水は本当においしくて、安心して安全なのかということについて、また夏に水不足ということで、例えば5%節水をすると、水道は商品ですから、売り上げがどのくらい落ちるんだという話もある。それでも水道の水は安心してどんどん使ってもいいのだよというふうに考えていいのか、そこら辺のところをお聞かせいただきたいとの質疑があり、理事者より、おいしい水というふうなことでございます。東京都知事が以前、東京の水をペットボトルで宣伝しておりまして、これは都内で3次処理をした水なのですけれども、都内ではそれを発売している。福生市の状況であるが、福生は地下水が60%の水で、あとは小作浄水場からくる水を40%、それとブレンドをして飲んでいる。福生市の水は安心して飲んでほしい。当然国の水質基準をクリアしているのは当然である。水不足であるが、これも年間の水道使用料も年々横ばいになり、若干減っているというのは、ペットボトルを使っているのと、後は節水、洗濯機でも何でもみな節水型に、トイレも節水型になっておりますので、水の使用量はだんだん減っている。水不足は大丈夫なのかということ、福生市に緊急停電があって、福生の浄水場から水が送れなくなっても、瞬間的に東京都の送水管から直配水しますので

全然心配はないとの答弁がありました。

以上のような質疑答弁の後、お諮りしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第31号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第31号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第31、議案第35号、市庁舎建設工事（建築）請負契約を議題といたします。

本案については総務文教委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

（総務文教委員長 青海俊伯君登壇）

○総務文教委員長（青海俊伯君） 御指名をいただきましたので、議案第35号、市庁舎建設工事（建築）請負契約につきまして、審査報告をさせていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

理事者からの説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、入札の資格要件について説明がありましたが、全体でどれくらいの会社が対象として該当していたかと、また市内の業者は何社ぐらい対象となっていたかお聞きしたいとの質疑があり、理事者より、建築工事の入札参加資格要件を満たしている会社数は、JVの第1順位社となります会社数については44社、また第2順位社となります会社数は87社、うち市内の会社数は6社が該当しておるとの答弁がありました。

他の委員より、一応契約の締結日は28日の議会が終らないとできないということですが、現場事務所についてどうなっているか、しっかりとやっていたかないと、工期遅れになったりすると市民の方にも相当迷惑がかかるがという質疑があり、理事者より、この議案案件が御同意いただけましたら、契約については議決の翌日を予定しておりまして、3月29日を今のところ予定しております。それから1社の辞退は、内容、理由等については特段聞いておらないので、内容については把握しておらない。工事の関係については、現場事務所については基本的には施工業者が、業者

が確保するということになっておりますが、私どもとしては空き地がどこにあるかとか、そういった情報の提供はしており、必ず現場事務所を確保して進めさせるようにしていきたいと思っています。もう1点、工期の関係ですが、確かに御指摘のとおり24カ月であり、かなりタイトな厳しい工期であります。これは進行を十分管理して、この中で終了するように進めてまいりたいと考えているとの答弁がありました。

別な委員より、最初に第1順位社が44社、それと一緒にすべき第2順位社87社、うち市内が6社ということですが、応札したのは5社、そのほか現実に書類というか、応じようとしたのは何社あるかという質疑がありました。また、市内6社が87社のうちあったわけですが、それぞれ組んだ形はないのか、あるのか、その辺のところについての質疑がございました。それと大豊建設の最近5年ぐらいの実績を教えてくださいたいとの質疑があり、理事者より、まず1点目の実際に書類を受け取りに来た会社数は建築で25件、第1順位社で25件、そして2番目の市内6社についての情報ですが、実際には申し込みがあった会社はわかるが、申し込みがない会社についてはわからないということであります。

大豊建設の実績についてですが、最近の実績は官庁関係で札幌拘置支所、庁舎等の建設工事がJVであります。大豊建設が20%でして請負金額は約26億7200万円、大分少年院庁舎等建築工事がJVで、大豊建設が60%ですが、12億9900万円、都市基盤整備公団東京支社の関係ですが、大泉学園前地区第1種市街地再開発事業第2街区超高層等建設工事というものについてかかわってきております。あとはパンフレットの紹介からですが、学校関係では都内で都立大学キャンパス建設工事、それから都立西多摩地区養護学校（仮称）新設工事等々があり、それらと同じく兵庫県立の災害医療センター（仮称）新築工事などを手がけているようでありますとの答弁がありました。

他の委員より、契約後の支払方法について教えてもらいたいとの質疑があり、理事者から、本工事の支払ですが、まず前金払いがあります。そのあとは防衛庁の方から補助金をいただきますので、それに基づいて3回に分けて払う予定であります。防衛の補助は、ここまでの防衛の第1期の補助だと決まっておりますので、それが終われば支払って、それについての防衛の補助金をいただくという、そんなシステムで行きますとの答弁がありました。

以上のような質疑答弁の後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり同意することに決定をいたしました。

何とぞ当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第35号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は同意であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川和夫君) 御異議なしと認めます。よって、議案第35号は委員長の報告のとおり同意されました。

~~~~~

○議長(石川和夫君) 日程第32、議案第36号、市庁舎建設工事(電気設備)請負契約を議題といたします。

本案については総務文教委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

(総務文教委員長 青海俊伯君登壇)

○総務文教委員長(青海俊伯君) 御指名をいただきましたので、議案第36号、市庁舎建設工事(電気設備)請負契約につきまして審査報告をさせていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

理事者からの説明の後、質疑に入りました。

委員より、4分割した事業の監理費は別々に支払うものなのか、それとも一つは、電気関係の内容のところ受変電設備と電灯設備、電力設備に太陽光発電システムをつけるのだとすると、どこかところに当てはまるのかとの質疑があり、理事者より、監理の方法ですが、完成に向けて一つの契約ですべての工事について監理をします。太陽光発電ですが、電力設備一式に相当しますが、ただ今回のこの工事には含めておりません。設置するとき別の補助金を要望していこうと、そういう形で外しておりますとの答弁があり、同委員より、電力の方の太陽光に関しては別な契約ということですが、規模などはこれからということかとの質疑があり、理事者より、太陽光発電ですが、第1棟の方に計画としては5キロ、第2棟の方に5キロを2期目で、両方10キロをつけまして、そのときに補助の申請をしていく予定となっておりますとの答弁がありました。

別な委員より、入札参加資格要件について全体でどれくらいの会社が対象として該当していたのかということと、市内の業者は何社ぐらい対象となっていたかということをお聞かせくださいという質疑があり、理事者より、JVの第1順位社となります会社数は全部で50社、第2順位社となります会社の合計数は82社で、うち市内の会社数については8社でありますとの答弁がありました。

他の委員より、この電気設備に関しては何社ぐらいが書類を持っていったか、応じるという希望があったのかということについての質疑があり、理事者より、それについては25社が取りにきていますとの答弁がありました。

以上のような質疑答弁の後、お諮りしましたところ、全員異議なく原案のとおり同意することに決定いたしました。

何とぞ当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(石川和夫君) 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川和夫君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第36号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は同意であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川和夫君) 御異議なしと認めます。よって、議案第36号は委員長の報告のとおり同意されました。

~~~~~

○議長(石川和夫君) 日程第33、議案第37号、市庁舎建設工事(空調設備)請負契約を議題といたします。

本案については総務文教委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

(総務文教委員長 青海俊伯君登壇)

○総務文教委員長(青海俊伯君) 御指名をいただきましたので、議案第37号、市庁舎建設工事(空調設備)請負契約につきまして審査報告をさせていただきます。

理事者からの説明の後、質疑に入りました。

(議案審査報告書)別添参照

委員より、建築工事、電気設備工事と同じ質問とさせていただきます。入札参加資格要件について全体でどのくらいの会社を対象として該当していたかということと、市内の業者は何社ぐらい対象となっていたのかとの質疑があり、理事者より、第1順位社ですが、会社数は38社、第2順位社となります会社数の合計は86社であります。うち市内の会社数については5社でありとの答弁がありました。

以上のような質疑答弁の後、お諮りしましたところ、全員異議なく原案のとおり同意することと決定いたしました。

何とぞ当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(石川和夫君) 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川和夫君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第37号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は同意であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川和夫君) 御異議なしと認めます。よって、議案第37号は委員長の報

告のとおり同意されました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） お諮りいたします。

本日の会議時間は午後5時までとなっておりますが、議事の都合上あらかじめ延長することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第34、議案第38号、市庁舎建設工事（給排水衛生設備）請負契約を議題といたします。

本案については総務文教委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

（総務文教委員長 青海俊伯君登壇）

○総務文教委員長（青海俊伯君） 御指名をいただきましたので、議案第38号、市庁舎建設工事（給排水衛生設備）請負契約について審査報告させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

理事者からの説明の後、質疑に入りました。

委員より、他の工事と同じ質問をさせていただきます。入札参加資格要件について、全体でどのくらいの会社を対象として該当していたか、また市内の議業者は何社かという点についての質疑があり、理事者より、JVの第1順位社となります会社数は44社、第2順位社となります会社数の合計は88社、うち市内の会社数は6社でありますとの答弁がありました。

他の委員より、先ほどの電気の方では火災報知器の設備一式と出ていたのですが、今回ここで消防設備に関してのことでここで含まれるのか、そして地下駐車場の設備はどのようなものかとの質疑があり、理事者より、消火栓設備ですが、本工事、給排水衛生設備の中に含まれており、あと地下駐車場については泡消火器の設備を整える予定であるとの答弁がありました。

以上のような質疑答弁の後、お諮りしましたところ、全員異議なく原案のとおり同意することに決定いたしました。

何とぞ当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（石川和夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第38号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は同意であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川和夫君) 御異議なしと認めます。よって、議案第38号は委員長の報告のとおり同意されました。

~~~~~

○議長(石川和夫君) 日程第35、議案第32号、不動産の譲与についてを議題といたします。

本案については総務文教委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

(総務文教委員長 青海俊伯君登壇)

○総務文教委員長(青海俊伯君) 御指名をいただきましたので、議案第32号、不動産の譲与についてにつきまして審査報告をさせていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

理事者からの説明の後、質疑に入りました。

委員より、603.56平方メートルの園舎の実際の資産価値というのは現在どのくらいになっているのかという点、また賃借の基本となる土地の評価額と賃借額、無料賃借について、この近辺で行われている賃借額がどのくらいか、そして3つ目は、建物に対する評価額、不動産に対する評価額並びに賃借の基本となるべき評価額はどのようなものかとの質疑があり、理事者より、建物の資産評価の関係ですが、具体的にまず非課税物件扱いですので、課税課の方にも確認したのですが、基本的には評価額は出していないということになります。熊川保育園の近辺の類似している物件を確認しまして、評価額として取り扱われているようですので報告をいたしますということで、建築年月日については平成5年となっております。実際に17年度評価額については7159万1087円であります。また、18年度評価替えがございますので、平成18年度評価額としましては6514万9320円という状況でございます。

2点目の評価額の関係ですが、面積が1010平方メートルで、金額としましては1億1416万円、平米当たり11万3030円という状況でありますとの答弁があり、同委員より、不動産関係については非課税であるけれども、実際の資産価値はこれこれであるということ、土地については無償貸与、それは無償というけれども、市の財産を貸し与えるわけで、それだけ税金がかかっているということを感じていくべきであるとの意見がありました。

別の委員より、この建物は恐らく防衛補助事業としてやっていたのではないかと思います。用途は保育園ですから、譲与しても問題がないのかどうか、これは防衛庁との協議というか、済んでいるのかどうかという質疑があり、理事者より、本施設については当時、東京都が防衛施設庁の補助金で建築をしまして、その補助金を福生市が継承しております。その補助金の関係につきましては既に防衛庁と協議済みでして、返還等一切ないという、そういった協議済みにしておりますとの答弁がありました。

別な委員より、この管理する社会福祉法人不動福祉会、理事長田村市郎ということ

ですが、最近の不動福祉会の状況、内容を聞かせていただきたいとの質疑があり、理事者より、譲与先の不動福祉会についてですが、熊川保育園と、あと福生本町保育園、この2園について保育園運営を実施しております。内容については、それぞれ80人前後の定員の中でそれぞれやっており、ほかの民間保育所と同じようになり積極的に取り組んでいるというふうに御理解をお願いしたいと思いますの答弁がありました。

また別な委員より、今回譲渡するものが鉄筋コンクリート造り2階建てという形が出ていますけれども、それ以外に多分資産のようなものが形としてあるのではないかとということで、それぞれの譲与していく手続は何があるかという質疑があり、理事者より、きょう提案している部分について最終的に御理解をいただいた部分でございまして、例えば初めに福生市立熊川保育園の移管に関する協定書、ここでは具体的にいう土地、建物、諸用途等の制限がある部分がありますので、その協定書の締結をいたしたいと思っております。これが4月1日であります。それと建物等譲与契約書がありまして、この契約がやはり4月1日で、要するに所在地、建物、構造、工作物、立木、物品等がございまして、その譲与契約書の締結をします。それともう1つ、土地の使用の賃貸契約書ですが、それについても細かい規定になっており、それについての契約を4月1日にと、以上3つの部分についてこれから社会福祉法人の不動福祉会との契約を締結して、4月1日から民間移管という流れになると思っておりますのでよろしくお願いいたしますとの答弁がありました。

同委員より、ようは市の方でお金を出しているその他の備品什器等についてはどのようになるのかとの質疑があり、理事者より、建物等譲与契約書等について、備品類等々ですが、それについては福生市の条例で福生市財産の交換譲与無償貸付等に関する条例が整備されておりますので、その中で対応を図って行って、無償で譲与することになりますとの答弁がありました。

その後お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞご当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（石川和夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第32号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第32号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第36、議案第33号、損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

本案については建設環境委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

（建設環境委員長 前田正蔵君登壇）

○建設環境委員長（前田正蔵君） 御指名をいただきましたので、議案第33号、損害補償の額を定めることについて審査報告をさせていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

理事者の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、平成17年度の補正予算の下水道のところで交通事故等賠償金という欄で説明いただいて要望したのですけれども、保険金で賄えたからいいやということではなく、福生市の指定業者に周知徹底して、今後こういうことがないように、やはり業者にも責任を感じていただき、こういうことがない工事をやってもらうように、先ほども要望しましたが、ぜひやっていただきたい。

別の委員より、今まで何人もの方が質問をされました。結局その事故を起こした原因が誰なのかということがわからなくて、今後もこういうことは起こり得ると思う。福生市がああ事故を起こしたわけではないので、ある意味では被害者でもある。これについて何か対策そのほか考えていることがあるかどうか。例えば定期的に見回るといようなこととか、今回の事故では水が実際にあそこまで溢れて浸水をしたとか、あるいは臭いが出るとか、こういうふうにならないとわからないものなのかということで、今後の対策ということについての質疑があり、理事者より、汚水事故防止に対し今後の対策といたしましては、市内には地下にポンプ室を設けて排除しているという施設は23カ所ほどある。もちろん地下だからというわけではないのですが、この辺は駅前に集中している関係から、今年度も新年度予算で管渠清掃委託料が組み込まれておりますので、その中で対応していきたい。

もう一つは見回りということだが、これは確かに悪臭などが多分マンホールの穴からでも汚水は臭気として上がってくると思う。これは情報なので、市の職員が行っての対応ができると思うが、今回については手当が遅れたということが非常に残念だと思っている。今後はポイント、ポイントにマンホールを開け、マンホールの中を見て、汚水の滞留状況を見れば一目でわかりますので、原因の早期対応が必要だということをお家で自覚しております。今回はこの期を一つの糧としまして、今後は市内の見回りなど十分に対応していきたい、こんなふうを考えているとの答弁がありました。

また別の委員より、今両委員に対して理事者の答弁があったのですけれども、とりあえず事故が発生し、直接業者からこういう請求がきたけれども、やはり原因を認定して、この金額というのは本来うちが払うべきものではないと思うのです。だから今後はさらにいろいろと精査して、そういった業者の課すべき保険金ではないのかと思う。本会議でもそういった問題があったのですけれども、今回は払うということになったのですけれども、その辺どう考えているのかとの質疑があり、理事者より、基本的には市が工事を責任を持って管理していく立場からしますと、これは業者よりもま

ず市の担当者が襟を正すべきだと思っている。ここは業者がそこに装置を置き忘れたということであれば、当然過失割合として業者にも責任があると思う。今後はそういうところがもしあるとなれば、業者にも応分の負担を求めていくという考え方でいるとの答弁がありました。

同委員より、それは今後も追及していくという姿勢でいくのかどうなのか、それとやはり皆さんの大切な税金なので、安易にこっちが出すのではなくて、責任の所在はどこにあるのかということを確認しなければいけないと思うが、今後もやるかどうかとの質疑があり、理事者より、現場の詰まったところからの関係で、業者を数回呼び出し、業者を特定し、過失割合を含めて検討したわけだが、最終的に業者が見つからなかった。既に原因も含めて終結したのかなと思っている。私どもの責任と、いわゆる業者を特定できなかったということについて、今後二度と起こらないよう対応していきたい。もう一つは、あそこの管については福生市だけではなくて、その先にもつながっている自治体がありますので、私どもとしては福生市だけの責任ではなく、今後は流域との関連も含めてその辺の25センチのところ、24センチですから、横になったら流れる可能性も、その辺の特定が非常に難しかった。こんなふうな事故が起きた後、いろいろ対策、原因を追究していきたい、そのように御理解を願いたいとの答弁がありました。

さらに別の委員より、全額賠償金で払えるということだが、例えばこのことによつて今後保険料が上がるのかという性質のものかお聞きしたいとの質疑があり、理事者より、現在保険料は6万2170円をお支払いしている。これは来年上がるかということですが、料率的に上がらないというところで保険会社と調整しておりますとの答弁がありました。

以上のような質疑答弁の後、お諮りしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（石川和夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第33号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よつて、議案第33号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第37、陳情第18-5号、「のら猫」の避妊・去勢手術

料金の補助に関する陳情書を議題といたします。

陳情第18-5号については、建設環境委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

ただいま建設環境委員会に付託いたしました陳情第18-5号は、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川和夫君) 御異議なしと認めます。よって、陳情第18-5号は閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

~~~~~

○議長(石川和夫君) 日程第38、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

地方自治法第100条第12項及び福生市議会会議規則第158条の規定に基づき、閉会中において議員派遣を行う必要が生じた場合、その日時、場所、目的及び派遣議員名等については議長に御一任願いたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川和夫君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

~~~~~

○議長(石川和夫君) 日程第39、閉会中の継続審査申し出についてを議題といたします。

総務文教、建設環境及び市民厚生委員長から、目下同委員会において審査中の案件について、会議規則第103条の規定によりお手元に御配付のとおり閉会中の継続審査の申し出が10件ありました。

お諮りいたします。

本件申し出の陳情第16-1号、請願第16-1号、陳情第16-13号、陳情第16-17号、陳情第17-5号、陳情第17-6号、陳情第18-1号、陳情第18-2号、陳情第18-3号及び陳情第18-4号については、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川和夫君) 御異議なしと認めます。よって、本10件は申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

~~~~~

○議長(石川和夫君) 日程第40、特定事件の継続調査についてを議題といたします。

委員会の特定事件については、3常任委員会及び議会運営委員会から継続調査の要求がありました。

本件はお手元に御配付のとおり閉会中の継続調査としたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川和夫君) 御異議なしと認めます。よって、本件特定事件は閉会中の継

続調査とすることに決定いたしました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって平成18年第1回福生市議会定例会を閉会いたします。

午後5時10分 閉議・閉会

署名議員

福生市議会議長 石 川 和 夫

副議長 森 田 昌 巳

議員 遠 藤 洋 一

議員 小野沢 久

議員 加 藤 育 男

議員 串 田 金 八

陳情第 18-5 号

「のら猫」の避妊・去勢手術料金の補助に関する陳情書

(陳情要旨)

現在、福生市においては、地域猫として場所を特定して暫定的に補助金額を検討しているが、特定した以外の市全域の「のら猫」に対しても補助金を要望します。

市内に多数の「のら猫」が生息しており年2～3回、一度に3～6匹出産する現状においては、初年度より、補助金の金額を低くして広範囲に等しく配分することにより早急に数を抑えることが可能です。

現在計画されている補助金の額は一件当たりとしては高額であり、長年制度が続き生息数が減少してきた時点でよいと考えます。

昨今、ネコ虐待事件もあり、またみすぼらしい「のら猫」がいなくなると、市民の誰もが心安らぎ、街の雰囲気も今より、温かくなると思います。

(陳情事項)

- 1 「のら猫」の避妊・去勢手術料金補助制度を制定するに当たっては、市民が積極的に手術を受けさせたいと行動できるような補助金配分をお願いします。
- 2 地域猫として特定した場所に市が計画している高額な補助金を制定することにより、地域猫担当メンバーの負担額は少なく済むので長期間活動を続けることができると考えますが、しかしながら特定地域以外の場所に対しても特定場所の額より低額であつても補助を出すようお願いいたします。

(一例としてオス・メスの区別なく一律に補助金を5,000円とし20匹分の補助枠を作る。)

平成18年3月8日

陳情者

福生市加美平2-5-5

西多摩動物・愛の会

代表 武内嘉子 ㊞

福生市議会議長

石川和夫様

写

福総文発第 209 号

平成 18 年 3 月 9 日

福生市議会議長

石川和夫様

福生市長 野澤久人 閣

平成 18 年度当初予算資料の正誤について

このことについて、次のとおり訂正いたしたいので、よろしくお取り計らい
くださるようお願いいたします。

訂 正 箇 所				誤	正
28 ページ	13 の項	財源内訳	その他特財の欄	10,960	10,760
28 ページ	13 の項	財源内訳	一般財源の欄	540	740
29 ページ	合計の項	財源内訳	その他特財の欄	1,295,193	1,294,993
29 ページ	合計の項	財源内訳	一般財源の欄	275,172	275,372

写

福総文発第 210 号

平成 18 年 3 月 9 日

福生市議会議長

石川和夫様

福生市長 野澤久人 回

実施計画の正誤について

このことについて、次のとおり訂正いたしたいので、よろしくお取り計らい
くださるようお願いいたします。

実施計画の正誤表

訂正箇所	誤			正		
38 ページ 財源内訳の部 その他の項 平成 18 年 度～20 年度の欄	<u>2,899,360</u>	<u>24.2</u>	<u>36</u>	<u>2,910,120</u>	<u>24.3</u>	<u>37</u>
38 ページ 財源内訳の部 一般財源の項 平成 18 年度～20 年度の欄	<u>4,590,925</u>	<u>38.4</u>	284	<u>4,580,165</u>	<u>38.3</u>	284
39 ページ 財源内訳の部 国庫支出金の項 平成 18 年度の欄	1,009,747	<u>24.4</u>	25	1,009,747	<u>24.3</u>	25
39 ページ 財源内訳の部 その他の項 平成 18 年 度の欄	<u>1,212,754</u>	<u>29.2</u>	<u>12</u>	<u>1,223,514</u>	<u>29.5</u>	<u>13</u>
39 ページ 財源内訳の部 一般財源の項 平成 18 年度の欄	<u>1,308,290</u>	<u>31.5</u>	98	<u>1,297,530</u>	<u>31.3</u>	98
91 ページ 計画No.90 の 表 財源内訳の部その他の項 年度別計画 平成 18 年 度の欄	空欄			10,760		

91 ページ 計画No.90 の 表 財源内訳の部その他の項 計画期間事業量の欄	空欄	10,760
91 ページ 計画No.90 の 表 財源内訳の部一般財源の 項 年度別計画 平成18 年度の欄	<u>11,500</u>	<u>740</u>
91 ページ 計画No.90 の 表 財源内訳の部一般財源の 項 計画期間事業量の欄	<u>11,500</u>	<u>740</u>

写

福 監 発 第 6 8 号
平 成 1 8 年 3 月 6 日

福生市長 野 澤 久 人 様
福生市議会議長
石 川 和 夫 様

福生市監査委員 沖 倉 強
同 今 林 昌 茂

平成18年1月分例月出納検査の結果について

このことについて、地方自治法第235条の2第3項の規定により、検査の結果に関する報告を次のとおり提出します。

- 1 検査日 2月21日(火)
- 2 場 所 監査委員事務局
- 3 対 象 平成18年1月中における収入役の権限に属する現金の出納状況並びに関連事項。
- 4 結 果 1月中における現金の出納状況について関係帳簿及び証拠書類の検査を実施した結果、1月末日における収支の状況は別紙のとおりで計数上の誤りは認められなかった。

平成18年1月分

平成17年度

1 歳入歳出の状況

(単位：円・%)

会計名	予算現額	本月中歳入額	本月末歳入累計額	収入率	本月末現在高
		本月中歳出額	本月末歳出累計額	執行率	
一般会計	千円 20,825,558	1,209,605,438	14,924,608,736	71.7	運560,000,000
		1,195,355,463	15,225,204,503	73.1	△300,595,767
国保会計	4,858,711	364,178,551	3,535,673,091	72.8	運320,000,000
		435,755,021	3,809,213,309	78.4	△273,540,218
老人保健医療会計	3,293,926	300,437,952	2,528,476,464	76.8	37,532,858
		283,551,002	2,490,943,606	75.6	
下水道事業会計	2,128,533	40,713,843	1,253,110,487	58.9	88,211,323
		145,443,749	1,164,899,164	54.7	
介護保険会計	2,321,065	206,543,001	1,868,580,860	80.5	44,832,172
		204,745,219	1,823,748,688	78.6	
受託水道事業会計	396,769	25,981,891	292,117,995	73.6	32,619,408
		11,806,592	259,498,587	65.4	
合計	33,824,562	2,147,460,676	24,402,567,633	72.1	運880,000,000
		2,276,657,046	24,773,507,857	73.2	△370,940,224

2 歳入歳出外現金の状況

(単位：円)

区分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
歳入歳出外現金	70,244,180	271,840,196	287,139,998	54,944,378
都税	70,569,994	81,322,648	70,569,994	81,322,648
合計	140,814,174	353,162,844	357,709,992	136,267,026

3 基金の状況

(単位：円)

区分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
職員退職準備基金	143,631,267	0	0	143,631,267
庁舎建設基金	2,401,168,727	0	0	2,401,168,727
都市施設整備基金	1,446,562,747	0	0	1,446,562,747
育英基金	15,350,000	0	0	15,350,000
市営住宅等管理基金	352,053,519	0	0	352,053,519
財政調整基金	運△800,000,000	戻100,000,000	運180,000,000	運△880,000,000
	1,662,629,707	0	0	1,662,629,707
学校施設等整備基金	2,068,501,451	0	0	2,068,501,451
ふるさと人づくり まちづくり基金	413,782,023	0	0	413,782,023
介護給付費準備基金	1,547,908	0	0	1,547,908
中小企業振興資金 一時補填基金	2,000,000	0	0	2,000,000
国保高額療養費 資金貸付基金	5,520,000	返498,430	貸458,430	5,560,000
合計	運△800,000,000	戻100,000,000	運180,000,000	運△880,000,000
	8,512,747,349	498,430	458,430	8,512,787,349

・ 運は運用金 ・ 返は返済金 ・ 貸は貸付金 ・ 戻は戻入金

②

福総文発第 237 号

平成 18 年 3 月 25 日

福生市議会議長

石 川 和 夫 様

福生市長 野 澤 久 人 閣

市議会議事説明員の欠席について

平成 18 年 1 月 4 日付け、福総文発第 157 号で通知した市議会議事説明員に委任した者のうち、次の者が現在病気入院中のため、平成 18 年第 1 回福生市議会定例会に出席できないので、よろしくお取り計らいくださるようお願いいたします。

- 1 説明員 都市建設部長 清 水 喜久夫
- 2 欠席日 平成 18 年 3 月 28 日（火）

平成 18 年 3 月 28 日

福生市議会議長 石 川 和 夫 様

市民厚生委員長 大 野 聰 団

市民厚生委員会審査報告書の正誤について

このことについて、つぎのとおり訂正したいので、よろしくお取り
計らいくださるようお願いいたします。

議案第 29 号 平成 18 年度福生市介護保険特別会計予算

訂 正 箇 所	正	誤
議決結果の欄	原案可決 (起立採決)	原案可決

平成 18 年 3 月 16 日

福生市議会議長 石川和夫様

総務文教委員長 青海俊伯 閣

総務文教委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 102 条の規定により報告します。

事件番号	件名	議決結果
議案第 1 号	福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	原案可決 (起立採決)
議案第 2 号	福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例 (第 2 条給料関係)	原案可決
議案第 4 号	福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例 (第 2 条給料関係)	原案可決
議案第 6 号	福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第 13 号	福生市営住宅条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第 17 号	福生市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例	原案可決 (起立採決)
議案第 18 号	福生市国民保護協議会条例	原案可決 (起立採決)
議案第 20 号	平成 17 年度福生市一般会計補正予算 (第 7 号) (歳入及び歳出予算のうち総務文教委員会所管分)	原案可決
議案第 35 号	市庁舎建設工事 (建築) 請負契約	原案同意

事件番号	件名	議決結果
議案第 36 号	市庁舎建設工事（電気設備）請負契約	原案同意
議案第 37 号	市庁舎建設工事（空調設備）請負契約	原案同意
議案第 38 号	市庁舎建設工事（給排水衛生設備）請負契約	原案同意
議案第 32 号	不動産の譲与について	原案可決

平成 18 年 3 月 14 日

福生市議会議長 石川和夫様

建設環境委員長 前田正蔵 閣

建設環境委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 102 条の規定により報告します。

事件番号	件名	議決結果
議案第 12 号	福生市都市公園条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第 14 号	福生市自転車等の放置防止等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第 15 号	福生市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第 20 号	平成 17 年度福生市一般会計補正予算（第 7 号）（歳出予算のうち建設環境委員会所管分）	原案可決
議案第 24 号	平成 17 年度福生市下水道事業会計補正予算（第 2 号）	原案可決
議案第 25 号	平成 17 年度福生市受託水道事業会計補正予算（第 2 号）	原案可決
議案第 30 号	平成 18 年度福生市下水道事業会計予算	原案可決
議案第 31 号	平成 18 年度福生市受託水道事業会計予算	原案可決
議案第 33 号	損害賠償の額を定めることについて	原案可決

平成 18 年 3 月 15 日

福生市議会議長 石川和夫様

市民厚生委員長 大野 聡 団

市民厚生委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 102 条の規定により報告します。

事件番号	件名	議決結果
議案第 7 号	福生市介護給付費準備基金条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第 8 号	福生市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第 9 号	福生市児童遊園条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第 10 号	福生市学童クラブ条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第 34 号	福生市介護保険条例の一部を改正する条例	原案可決 (起立採決)
議案第 11 号	福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第 16 号	福生市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例	原案可決
議案第 19 号	福生市介護費用等の助成に関する条例を廃止する条例	原案可決 (起立採決)
議案第 20 号	平成 17 年度福生市一般会計補正予算(第 7 号) (歳出予算のうち市民厚生委員会所管分)	原案可決

事 件 番 号	件 名	議決結果
議案第 21 号	平成 17 年度福生市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)	原案可決
議案第 22 号	平成 17 年度福生市老人保健医療特別会計補正予算 (第 2 号)	原案可決
議案第 23 号	平成 17 年度福生市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)	原案可決
議案第 27 号	平成 18 年度福生市国民健康保険特別会計予算	原案可決 (起立採決)
議案第 28 号	平成 18 年度福生市老人保健医療特別会計予算	原案可決

平成 18 年 3 月 17 日

福生市議会議長 石 川 和 夫 様

市民厚生委員長 大 野 聰 閣

市民厚生委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 102 条の規定により報告します。

事 件 番 号	件 名	議決結果
議案第 29 号	平成 18 年度福生市介護保険特別会計予算	原案可決 (起立採決)

平成 18 年 3 月 9 日

福生市議会議長 石 川 和 夫 様

平成 18 年度福生市一般会計

予算審査特別委員会

委員長 大 野 悦 子 閣

平成 18 年度福生市一般会計予算審査

特別委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 102 条の規定により報告します。

事件番号	件 名	議決結果
議案第 26 号	平成 18 年度福生市一般会計予算	原案可決 (起立採決)

平成 18 年 3 月 16 日

福生市議会議長 石 川 和 夫 様

総務文教委員長 青 海 俊 伯 団

総務文教委員会閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について次のとおり閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第 103 条の規定により申し上げます。

事 件 番 号	件 名
陳情第 16-1 号	教育基本法を守り、生かすことを願う陳情書 (平成 16 年 2 月 18 日受理)
	理由 なお慎重に調査研究を要するため
陳情第 16-17 号	教育基本法を「改正」するのではなく、守り生かすことを求める陳情書 (平成 16 年 11 月 22 日受理)
	理由 なお慎重に調査研究を要するため
陳情第 17-5 号	核兵器廃絶実行のために日本政府の尽力を要請する意見書の提出を求める陳情書 (平成 17 年 5 月 19 日受理)
	理由 なお慎重に調査研究を要するため
陳情第 17-6 号	「教育基本法の改正を求める意見書」提出に関する陳情書 (平成 17 年 12 月 5 日受理)
	理由 なお慎重に調査研究を要するため

平成 18 年 3 月 14 日

福生市議会議長 石 川 和 夫 様

建設環境委員長 前 田 正 蔵 団

建設環境委員会閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について次のとおり閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第 103 条の規定により申し上げます。

事 件 番 号	件 名	
請願第 16-1 号	「容器包装リサイクル法の見直しを求める意見書」提出に関する請願書 (平成 16 年 2 月 18 日受理)	
	理由	なお慎重に調査研究を要するため
陳情第 16-13 号	保育園児の安全確保に関する陳情書 (平成 16 年 8 月 4 日受理)	
	理由	なお慎重に調査研究を要するため

平成 18 年 3 月 15 日

福生市議会議長 石 川 和 夫 様

市民厚生委員長 大 野 聰 団

市民厚生委員会閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について次のとおり閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第 103 条の規定により申し上げます。

事 件 番 号	件 名	
陳情第 18-1 号	患者・国民負担増計画の中止と「保険で安心してかかれる医療」を求める陳情書 (平成 18 年 2 月 6 日受理)	
	理由	なお慎重に調査研究を要するため
陳情第 18-2 号	障害者自立支援法に関する陳情書 (平成 18 年 2 月 6 日受理)	
	理由	なお慎重に調査研究を要するため
陳情第 18-3 号	サービス利用や負担など介護保険の改善を求める陳情書 (平成 18 年 2 月 6 日受理)	
	理由	なお慎重に調査研究を要するため
陳情第 18-4 号	患者負担増の計画の中止を求める陳情書 (平成 18 年 2 月 15 日受理)	
	理由	なお慎重に調査研究を要するため

特 定 事 件 継 続 調 査 事 項 表

(平成 18 年 3 月 28 日 第 1 回 定 例 会 第 5 日 目)

総務文教委員会

- 1 行政機構について
- 2 広域行政圏について
- 3 学校教育について
- 4 社会教育について
- 5 防災対策について
- 6 児童・生徒の安全対策について

建設環境委員会

- 1 都市基盤整備について
- 2 商工業・観光対策について
- 3 工事の進捗状況について
- 4 駐車場対策について
- 5 公害対策について
- 6 じん芥、し尿対策について
- 7 緑化対策について
- 8 交通安全対策について
- 9 環境対策について

市民厚生委員会

- 1 福祉対策について
- 2 保健衛生対策について
- 3 窓口業務について
- 4 介護保険について

特 定 事 件 継 続 調 査 事 項 表

(平成18年3月28日第1回定例会第5日目)

議会運営委員会

- 1 定例会・臨時会の会期等議会運営について
- 2 議会だよりの編集及び発行について
- 3 福生市議会会議規則等について
- 4 議場施設等について
- 5 議員定数について

議会運営委員会資料

委員会付託件名表

平成18年3月28日第1回福生市議会定例会

付託委員会名	議案(請願・陳情)番号	付託件名
建設環境委員会	陳情第18-5号	「のら猫」の避妊・去勢手術料金の補助に関する陳情書

